

令和 2 年 3 月 4 日開会

令和 2 年 3 月 23 日閉会

令和 2 年 三 宅 町 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

令和2年3月三宅町議会第1回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (3月4日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	6
町長挨拶	6
開会の宣告	7
議事日程の報告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
選任第1号の上程、採決	10
議案第1号～議案第20号の上程、説明	11
同意第1号の上程、説明、質疑、採決	22
同意第2号の上程、説明、質疑、採決	23
同意第3号の上程、説明、質疑、採決	24
同意第4号の上程、説明、質疑、採決	24
同意第5号の上程、説明、質疑、採決	25
同意第6号の上程、説明、質疑、採決	26
同意第7号の上程、説明、質疑、採決	27
同意第8号の上程、説明、質疑、採決	28
同意第9号の上程、説明、質疑、採決	28
同意第10号の上程、説明、質疑、採決	29
同意第11号の上程、説明、質疑、採決	30

発議第 1 号の上程	32
発議第 2 号の上程、質疑、討論、採決	32
散会の宣告	34

第 2 号 (3月6日)

出席議員	35
欠席議員	35
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	35
職務のため会議に出席した者の役職氏名	35
議事日程	36
開議の宣告	37
議事日程の報告	37
議案第 1 号～議案第 6 号の予算審査特別委員会付託について	37
議案第 7 号～議案第 20 号及び発議第 1 号の各委員会付託について	37
一般質問	38
松 田 晴 光 君	38
森 内 哲 也 君	42
辰 巳 光 則 君	46
池 田 年 夫 君	52
松 本 健 君	59
散会の宣告	69

第 3 号 (3月23日)

出席議員	71
欠席議員	71
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	71
職務のため会議に出席した者の役職氏名	71
議事日程	72
開議の宣告	73
議事日程の報告	73

特別委員長及び常任委員長報告、質疑、討論、採決	73
閉会中の継続審査について	99
町長挨拶	100
閉会の宣告	100
署名議員	103

三宅町告示第9号

令和2年3月三宅町議会第1回定例会を
次のとおり招集する

令和2年2月18日

三宅町長 森 田 浩 司

記

- 1. 招集日時 令和2年3月 4日 水曜日
午 前10時00分 開 会
- 1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和2年3月三宅町議会第1回定例会

会期日程表

令和2年3月 4日水曜日

20日間

令和2年3月23日月曜日

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	3月4日水曜日	午前10時00分	定例会開会 (諸報告・提案説明)
第2日目	3月5日木曜日		休会
第3日目	3月6日金曜日	午前10時00分	定例会再開 (一般質問)
第4日目	3月7日土曜日		休会
第5日目	3月8日日曜日		休会
第6日目	3月9日月曜日		予算審査特別委員会 (歳入、歳出予算説明・質疑)
第7日目	3月10日火曜日	午前10時00分	予算審査特別委員会 (歳入、歳出予算説明・質疑)
第8日目	3月11日水曜日	午後1時30分	総務建設委員会
第9日目	3月12日木曜日		休会
第10日目	3月13日金曜日	午後1時30分	福祉文教委員会
第11日目	3月14日土曜日		休会
第12日目	3月15日日曜日		休会
第13日目	3月16日月曜日		休会
第14日目	3月17日火曜日		休会
第15日目	3月18日水曜日		休会
第16日目	3月19日木曜日		休会
第17日目	3月20日金曜日		休会
第18日目	3月21日土曜日		休会
第19日目	3月22日日曜日		休会
第20日目	3月23日月曜日	午前10時00分	定例会再開

令和2年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和2年3月4日水曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鰭 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	衣 川 喜 憲
池 田 年 夫		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	松 浦 功 治
教 育 長	澤 井 俊 一	監 査 委 員	片 岡 嘉 夫
総 務 部 長	岡 橋 正 識	みどり・イノベーション推進課長	宮 内 秀 樹
住民福祉部長	岸 部 聖 司	健康子ども局長心得	植 村 恵 美
まちづくり推進部長	江 蔵 潔 明	教育委員会事務局長	森 本 典 秀
会 計 管 理 者	吉 田 明 宏		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	中 谷 亮 一	モニター室係	川 人 哲 也
モニター室係	乾 輝 男	モニター室係	山 内 亮

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	久 保 憲 史	2 番 議 員	川 鰭 実希子
---------	---------	---------	---------

令和2年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和2年 3月 4日 水曜日

午 前 9時59分 開 会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 諸 般 の 報 告 |
| | (1) 会計監査報告 |
| | (2) 三宅町議会改革調査特別委員会委員長報告 |
| | (3) 総務建設委員会委員長報告 |
| 日程第4 | 選任第1号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任について |
| 日程第5 | 議案第1号 令和2年度三宅町一般会計予算について |
| 日程第6 | 議案第2号 令和2年度三宅町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第7 | 議案第3号 令和2年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第8 | 議案第4号 令和2年度三宅町介護保険特別会計予算について |
| 日程第9 | 議案第5号 令和2年度三宅町公共下水道事業特別会計予算について |
| 日程第10 | 議案第6号 令和2年度三宅町水道事業会計予算について |
| 日程第11 | 議案第7号 令和元年度三宅町一般会計第5回補正予算について |
| 日程第12 | 議案第8号 令和元年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算について |
| 日程第13 | 議案第9号 令和元年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について |
| 日程第14 | 議案第10号 令和元年度三宅町介護保険特別会計第4回補正予算について |
| 日程第15 | 議案第11号 令和元年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算について |
| 日程第16 | 議案第12号 令和元年度三宅町水道事業会計第2回補正予算について |
| 日程第17 | 議案第13号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第14号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第19 議案第15号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 三宅町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 三宅町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 三宅町学校給食費条例の制定について
- 日程第24 議案第20号 三宅町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第25 同意第1号 三宅町農業委員会委員の任命について
- 日程第26 同意第2号 三宅町農業委員会委員の任命について
- 日程第27 同意第3号 三宅町農業委員会委員の任命について
- 日程第28 同意第4号 三宅町農業委員会委員の任命について
- 日程第29 同意第5号 三宅町農業委員会委員の任命について
- 日程第30 同意第6号 三宅町農業委員会委員の任命について
- 日程第31 同意第7号 三宅町農業委員会委員の任命について
- 日程第32 同意第8号 三宅町農業委員会委員の任命について
- 日程第33 同意第9号 三宅町農業委員会委員の任命について
- 日程第34 同意第10号 三宅町農業委員会委員の任命について
- 日程第35 同意第11号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第36 発議第1号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 発議第2号 請願採択を踏まえ「各交通事業者への働きかけを強める」意見書について
- 日程第38 一般質問について

◎議長挨拶

○議長（衣川喜憲君） 本日令和2年3月三宅町議会第1回定例会を招集されましたところ、議員各位にはご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日提案されております議案につきましては、令和2年度一般会計予算をはじめとする選任1件、議案20件、同意11件、発議2件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう、議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（衣川喜憲君） 開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和2年3月三宅町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、年度末の公私ご多忙の中、ご出席いただき厚く御礼申し上げます。

また、議員の皆様方には、日頃より町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますことを、重ねて御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染拡大防止の観点から、先月20日以降当面3月末までの町行事を中止または延期とする判断をさせていただきました。ご準備等をいただいていた関係各位をはじめ、住民の皆様には多大なご迷惑をおかけしておりますことを、この場をお借りしておわび申し上げます。

また、小学校・中学校においては3月2日から24日まで臨時休業を実施しております。これに伴う学童保育クラブの運営においては、子育て支援センター職員を臨時的に派遣するとともに、運営事業者においても体制整備を要請し、対応を行っているところでございます。現在大きな混乱は生じておりませんが、引き続き適切な対策を講じてまいります。

また、本議会・委員会の開催においても予防策をお願いしながらご審議を進めていただくこととなります。議員皆様におかれましてはご理解とご協力を賜っておりますことに御礼申

し上げるとともに、今後の対策においてもご協力をお願いする次第でございます。

さて、政府の月例経済報告によると、日本経済は「景気は、輸出が弱含む中で、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、穏やかに回復している」とされ、個人消費の持ち直し、設備投資の一部の弱さ、企業収益は高い水準にあるものの製造業を中止に引き続き慎重さが増す中、雇用情勢の改善が報告されており、先行きについては「当面弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、穏やかに回復していくことが期待されるが、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響に十分注視する必要がある、通商問題をめぐる動向、中国経済の先行き、イギリスのEU離脱、中東地域をめぐる情勢等の海外経済の動向等、消費税引き上げの後の消費マインドにも留意する必要がある」としています。

そのような情勢の中で、本町では、三宅町総合計画・過疎地域自立促進計画に掲げる各施策の実行のため、中長期的な行財政運営視点のもと、選択と集中をキーワードに今投資すべき予算を重点に、かつ適正な規模となるよう努め、一般会計予算においては全体で前年比プラス17.5%、6億3,000万円増の42億3,000万円とし、性質別には、人件費・物件費・扶助費・公債費などの経常的経費でプラス2.4%の29億8,127万3,000円、普通建設事業費等の臨時的経費においてはプラス81.2%の12億4,872万7,000円を計上しておりますが、会計年度任用職員制度の導入の対応と、引き続き過疎地域からの脱却と地方創生を実現していくため、複合施設建設事業、ICT教育環境の整備、子育て支援など必要性・緊急性・有効性の高い施設に集中した新年度予算の編成を行ったところでございます。

本定例会にご提案いたしておりますのは、令和2年度一般会計予算をはじめ、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計の新年度予算並びに令和元年度各会計の補正予算を合わせて12件、条例の制定並びに一部改正を合わせて7件、議決案件1件、人事の同意11件の計31件の重要案件をご提案申し上げ、議会からは発議2件を合わせてご審議をお願いするものでございます。

議員皆様方におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（衣川喜憲君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、令和2年3月三宅町議会第1回定例会は成立しましたので開会し、直ちに本日の

会議を開きます。

(午前10時05分)

◎議事日程の報告

○議長（衣川喜憲君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（衣川喜憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により1番議員、久保憲史君及び2番議員、川鰐実希子君の2名を指名します。

◎会期の決定

○議長（衣川喜憲君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日より3月23日までの20日間としたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より3月23日までの20日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（衣川喜憲君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

片岡代表監査委員より監査報告を求めます。

片岡監査委員。

○監査委員（片岡嘉夫君） それでは監査報告をさせていただきます。

監査委員報告。去る2月12日に、令和元年度三宅町一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の中間監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

令和元年度各会計の予算執行状況及び現金の出納保管、資金の運用等について、関係書類

及び各帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け、厳正なる監査を行いました。

その結果、地方自治法をはじめとする関係法令に抵触するところもなく、適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

令和2年3月4日、代表監査委員 片岡嘉夫。

○議長（衣川喜憲君） 以上で監査の報告を終わります。

次に、三宅町議会改革調査特別委員会委員会の報告を求めます。

委員長、松本 健君。

○議会改革調査特別委員会委員長（松本 健君） それでは、三宅町議会改革調査特別委員会の報告を行わせていただきます。

議会改革調査特別委員会は、12月の令和元年第4回定例会の後、月1回のペースで今までに3回開催し、議論を進めてまいりました。

その3回での主な議題は、三宅町議会に対する住民意識調査アンケートと、議会の情報公開についてであります。

まず、住民意識調査アンケートについては、内容を確定し、新年度7月以降に実施することを決定しました。

次に、議会の情報公開については、今後議会開催ごとに議会だよりを作成し配布していくという方向で議論することを決定しました。

なお、引き続き議会改革について、議会、委員会の公開方法や議会活動への住民参加、議会の機能強化などについて話し合っていく予定です。今後も引き続き「住民に親しまれ、住民に信頼される議会の実現」に向けて個々案件を議論し、成果は都度、議会に提案していくという形で活動を続けてまいります。

報告は以上です。

○議長（衣川喜憲君） 次に、総務建設委員会の報告を求めます。

委員長、森内哲也君。

○総務建設委員会委員長（森内哲也君） 総務建設委員会の報告をさせていただきます。

令和2年1月14日に総務建設委員会を開催し、三宅町複合施設建築基本設計による概算建築費の調査を行いましたので、ご報告いたします。

担当課より、基本計画の概算建築費については、延べ床面積は1階当たり600平米の3階建てで合計1,800平米とし、庁舎の増築扱いとして概算の建築費を算出しました。国土交通省が公表している予算単価1平米当たり単価30万2,000円を採用し、1,800平米で約5億

4,000万円の価格を参考として、複合施設概算建築費として提案型のプロポーザル方式で業者を選定しました。この金額はあくまでも企画・立案段階での概算事業費であり、その選定後に決定した設計業者から提案の実現に必要な金額は基本設計ができ上がった時点で公表できる概算工事費が算出され、床・壁・窓・サッシなど内装に使用する部材の詳細が決まってくれば、より詳細な事業金額が見えてくるものと理解してほしいとの説明がありました。

つまり、プロポーザルでの事業選定のための金額が5億4,000万円で、基本設計・実施設計が進むに当たり現在見えてきた8億4,000万円という事業費とは比較する対象ではない、そのような説明を受けました。

そして、基本設計後、実施設計が進む中で公表された約8億4,000万円の事業費について、この価格になった主な理由として、当初の想定から外れた8つの要因の説明がありました。

1つ、基本計画作成時、平成29年度から令和2年度にかけての工事価格が約8.5%上昇している。

2つ目、建物の用途が庁舎機能の「公用」から、地域子育て支援施設の「公共」への変更となり、そのため耐火建築物の基準を満たす、そのような仕様の変更が必要になったということ。

3つ目、1階の多目的ルームに防音の移動式壁を設置する。

4つ目に、図書の本棚は可動式を採用することにしたということです。

5つ目、2階の学童クラブの床の防音仕様を採用する。

6つ目、3階のコミュニティールームにおいても防音の仕様にしたということです。

7つ目、空調費削減のため、耐熱性能を上げる目的で複層ガラスを採用したというのも。

8つ目に、非常時のための自家発電機の設置も追加となっている。

以上の8点が当初、平成29年度には想定しなかったものということで説明がありました。

複合施設については、今後どのようにこの施設を利用するのか、運営するのかが今後の三宅町のあり方についても非常に重要になってくるとの説明もありました。

この総務建設委員会を通じて、議員が討議を行い、業者との打合わせ内容の資料を請求し、その回答も得ております。

以上、ご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（衣川喜憲君） 以上で委員長の報告を終わります。

◎選任第1号の上程、採決

○議長（衣川喜憲君） 日程第4 選任第1号、三宅町予算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

予算審査のため、予算審査特別委員会を、委員会条例第5条第1項の規定により設置し、同条第2項の規定により9名の委員と議長をオブザーバーとした議員全員を選任したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

よって、議長及び委員9名をもって構成する予算審査特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名については、委員会条例第12条の規定がありますが、私のほうで指名をしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名をさせていただくことといたします。

それでは、特別委員会委員長に池田年夫君、副委員長に瀬角清司君を指名いたします。

◎議案第1号～議案第20号の上程、説明

○議長（衣川喜憲君） お諮りします。

日程第5、議案第1号 令和2年度三宅町一般会計予算についてより、日程第24、議案第20号 三宅町過疎地域自立促進計画の変更についてまでの議案は、既に招集通知とともに配付しておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

お諮りします。

日程第5、議案第1号 令和2年度三宅町一般会計予算についてより、日程第24、議案第20号 三宅町過疎地域自立促進計画の変更についてまでの議案20件を一括上程いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読は省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和2年3月三宅町議会第1回定例会を開会に当たり、当初予算案をはじめとする多数の重要案件をご提案申し上げ、ご審議をお願いするところではございますが、初めに予算編成の基本姿勢、各提出議案の概要並びに重点項目についてご説明申し上げます。

まず、予算編成に係る国・県の動向等について触れさせていただきます。

国における令和2年度一般会計予算の概算総額は102兆6,580億円と前年度当初予算案比で1兆2,009億円の増加となり、新経済・財政再生計画の枠組みの下、消費税増収分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取組みの継続により、経済再生と財政健全化を両立する予算とされております。

一方、地方財政は、総務省の地方財政対策のポイントによると、一般財源総額について令和元年度を7,000億円上回る63兆4,000億円を確保したとされ、地方交付税は前年度比4,000億円増の16兆6,000億円を確保するとともに、臨時財政対策債を抑制したとされています。しかしながら、今後も地方財政を取り巻く環境に変わりはなく、これまで積立てを行ってきた各目的別基金を有効に投入しつつ、今後も創設される新たな補助金制度や起債など、政府の動向に注視し行政運営を行っていく必要があります。

奈良県予算案の主な取組みにおいては、「栄える都をつくる」、「賑わう都をつくる」「愉しむ都をつくる」など9つの戦略を柱に、奈良モデルの実行として市町村と連携したまちづくりの推進が引き続き掲げられており、一般会計においては前年度6月補正後予算比プラス6.4%の5,609億4,300万円となっており、一般施策経費では20%、361億円の増加、投資的経費では11.8%、111億円の減少とされておりますが、高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増加に対応するとともに、県税収入等の増加による市町村交付金の増額が図られているところでございます。

本町の財政状況は、平成30年度決算において経常収支比率は前年度より1.7ポイント改善し88.6%となり、県平均の98.4%、全国平均の93.0%を下回っており、また、基金残高におきましては財政調整基金、公債償還基金を合わせて令和2年1月31日現在で約17億円となっており、公共施設等整備基金等の目的別基金を合わせて約23億7,100万円となっております。

また、財政健全化法による実質公債費率は前年比2.4ポイントの8.9%、将来負担比率についてはマイナス23ポイントの37.6%となりました。

早期健全化基準においては、現在健全な段階にあると言えますが、財政力指数は平成29年度単年で0.31、3か年平均0.30であり、若干の上昇は見られますが、依然として弱い財政基盤であることに変わりはありません。自主財源である町税では、その徴収率は99.8%と平成30年度実績は2年連続県内1位ですが、生産人口の減少から所得課税額の減少傾向は続いており、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる諸施策の実現により財政基盤の安定を図っていく必要があります。

令和2年度の予算編成におきましては、引き続き三宅町総合計画の6つの基本理念の実現を念頭に、財政の健全化と安定化を図るため選択と集中をテーマとした予算平成とし、人件費・物件費等の経常的経費の適正規模と、継続的な縮減効果を見込んだ計上を行い、政策的経費においては今投資すべき予算を重点に、かつ適正な全体予算規模となるよう努め、令和2年度が最終年度となる過疎対策事業債の有効活用を盛り込んだ当初予算案を提出いたしました。

それでは、新年度予算の全体像について、総合計画の基本構想における政策の大綱である6つの柱に基づき、主なものを述べさせていただきます。

「子どもの笑顔はみんなの元気」を掲げる子育て施策については、小学校ICT環境整備の推進として、学習支援システム及び校務システムの整備を行うため、令和元年度補正予算と合わせて校内ネットワークの更新及びパソコン端末機器購入を実施いたします。

官民連携事業の推進においては、まち育パートナーシップ事業として複合施設のオープンを将来に見据え、C o子育てプロジェクトによる夫婦共同の子育て、オンライン医療相談環境の整備、まちアートみやけによる子育てと関係人口や交流人口の増加を目指した事業展開を進めてまいりたいと考えており、子ども子育て応援事業では、出産祝い品の充実を図り、災害時の備蓄品となる液体ミルクを加えるなど負担軽減と支援活動の促進を図ってまいります。

次に、「あったらいいなをカタチにする」を掲げる産業振興策については、引き続き三宅1号線道路整備・工業ゾーン創出プロジェクトの推進、新たに地籍調査事業に着手し、土地境界の明確化を進め、今後の行政事務の基礎資料として、また土地利用の促進に資するものと考えております。

野球グローブ100周年事業は、来年度3年目に入り、ロゴマークを選定したことにより、

実行委員会では2021年に向けた大詰めの議論を進めてまいりたいと考えております。

農業施策では、「屯倉のおいしい発進（発信）事業」の継続、新たに農地中間管理事業の円滑推進のため人・農地プランの方針策定による農業者の支援を行ってまいります。

次に、「みんないきいき支え合うまち」を掲げる福祉施策については、高齢者福祉計画並びに第8期介護保険事業計画の策定を行います。

また、地域福祉の課題解決の一つの試みとして、障害者や高齢者が農業を通じて社会参画を行う農福連携の取組みを進めるべく、社会福祉協議会との連携強化を図ってまいります。

健康増進、生活習慣病の予防と早期発見による医療費の抑制については、国民健康保険、後期高齢者医療にわたり切れ目のない対策を継続するとともに、地域包括ケアシステムの充実にも注力し、在宅医療と介護サービスの連携と地域活動への支援を続けてまいります。

「みんなの学びたいをかなえる」を掲げる地域教育については、今年度末までに三宅町人権基本計画の策定を行うところでありまして、新年度におきましては本計画に基づいた人権啓発・人権擁護・人権教育の諸施策の再構築を検討してまいりたいと考えております。

また、複合施設の図書室開業を見据え、新たに蔵書管理システムの構築を行い、前もった管理体制の整備を行ってまいりたいと考えております。

マラソン大会は今年度、自治会や関係団体等の100名を超えるボランティアのご協力の下、太子道や屯倉古墳群を巡るコースを設定し、あいにくの雨天の開催となりましたが、参加者は県内外から540名を数え、沿道の皆様からの温かい声援に喜びの声も多数お聞きいたしました。新年度においてもこの大会を通じた関係人口の増加とスポーツ振興に寄与するものとして、さらに魅力ある大会として進化させていきたいと考えております。

次に、「日々の暮らしに潤いを」を掲げる、安心・安全、生活基盤については、移住定住促進事業として新婚世帯等への制度拡充を図り、地域公共交通事業は見直しの継続、災害対策として、まるごとまちごとハザードマップの作成及び表示板等の設置、ため池ハザードマップの作成、アレルギー対応備蓄品の充実を行い、社会インフラの整備においては橋梁の点検補修、公園景観灯のLED化を実施してまいります。

次に、「みんなで創る三宅のミライ」を掲げる、協働・行財政については、三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略を更新いたします。公共施設等の個別施設計画策定については、今年度から継続した取組みとして新年度の完成を目指します。

また、官民学の広域連携においては、これまで奈良大学をはじめとする学校、公益団体や民間事業者との連携協定を進めてまいりましたが、地域の課題解決のため、ともにまちづく

りに参画していただく企業との取組みをさらに広めてまいりたいと考え、まち育パートナーシップを積極的に進めるべく民間提案制度を設け、本町独自のサービスを創出していきたいと考えております。さらには、新たな共助の仕組みとなるシェアリングエコノミーについて活用した事業を展開してまいりたいと考えております。

そして、将来の行財政を見据え計画を進めている、水道広域化事業、山辺・県北西部広域環境衛生組合による自治体の広域連携の推進についても、令和4年度を目指し着実な歩みを進めているところでございます。

以上、6項目にわたりその主要施策について述べてまいりましたが、新年度予算における複合施設建設事業費は、「子どもたちが、まちのみんなが、もっと三宅を好きになるために」をグランドコンセプトに、過疎対策事業債を財源として有効に充当を行うことにより、基礎自治体として今取り組むべき様々な課題に対し、選択と集中をもって新年度の予算編成を行ったものでございます。

続きまして、提出をいたしました議案ごとにご説明を申し上げたいと思います。

議案第1号 令和2年度三宅町一般会計予算についてご説明を申し上げる前に、令和2年度の予算編成においては歳入不足について財政調整基金からの取崩しを行っている状況下、町単独歳出費を抑制する必要があるとの判断の下、私の取り組む姿勢として、特別職である町長・副町長、教育長の給料の減額を、今年度に引き続き向こう1年間実施するため、条例の一部を改正する条例案を提出いたしておりますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、予算書の歳出により説明をいたしますので、46、47ページをご覧ください。

まず、款1 議会費においては、議会運営費、議員報酬、事務局人件費等として、前年度比プラス2.6%、162万6,000円増の6,440万3,000円を計上いたしております。

続いて、46、47ページ下段から66、67ページ中段までをご覧ください。

款2 総務費において、項1 総務管理費では、目1 から3 の一般管理費、文書広報費、財産管理費で退職手当特別負担金による人件費の増加、目4 から9 の企画費、公平委員会費、諸費、複合施設整備費、財政調整基金費、ふるさと納税基金費では、基幹系電算システム更新の完了による減額、地域コミュニティ事業・複合施設整備事業の増加により、前年度より5億5,071万円増の13億8,478万2,000円を計上しております。

項2 徴税費は、前年度より1,344万1,000円減の5,669万9,000円を計上しております。

項3 戸籍住民基本台帳費は、人件費の計上、マイナンバーカード関連経費の増加に伴い、

前年度より901万円増の1,256万7,000円を計上しております。

項4 選挙費では、町長選挙執行経費を計上し、前年度より1,139万7,000円減の1,087万4,000円を計上しております。

項5 統計調査費では国勢調査等に係る経費が増加し、前年度より299万3,000円増の403万5,000円、項6 監査委員費は前年度同額の38万6,000円を計上し、款2 総務費全体では前年度比プラス61.2%、5億5,787万5,000円増の14億6,934万3,000円を計上いたしました。

続いて66、67ページ下段から80、81ページまでをご覧ください。

款3 民生費において、項1 社会福祉費では、高齢者福祉計画・介護保険計画策定に係る委託料、社会福祉協議会補助金の増加などにより、前年度比2,714万7,000円増の7億4,849万9,000円を計上し、項2 児童福祉費では、まち育パートナーシップ事業費の増加などにより、前年度比433万円増の4億507万6,000円を計上し、款3 民生費全体ではプラス2.8%、3,147万7,000円増の11億5,357万5,000円を計上いたしました。

82、83ページから86、87ページ上段をご覧ください。

款4 衛生費において、項1 保健衛生費では保健衛生総務費・環境衛生費が増加し、前年度より581万4,000円増の1億3,186万2,000円を計上し、項2 清掃費ではごみ処理単価の上昇に伴い委託料が増加し、前年度より944万2,000円増の1億1,553万3,000円を計上し、款4 衛生費全体ではプラス6.6%、1,525万6,000円増の2億4,739万5,000円を計上いたしました。

86、87下段ページから92、93ページ上段までをご覧ください。

款6 農林水産業費において、項1 農業費では人件費の計上、機構集積支援事業派遣業務委託料、ため池ハザードマップ作成業務委託料、土地改良施設維持管理適正化事業の増加により、前年度プラス78.4%、2,673万5,000円増の6,082万1,000円を計上いたしました。

92、93ページの中段をご覧ください。

款7 商工費においては、プレミアム付き商品券事業の皆減、野球グローブ100周年事業費の増加により差引き前年度マイナス63.2%、1,560万1,000円減の907万円を計上いたしました。

92、93ページ下段から102、103ページまでをご覧ください。

款8 土木費において、項1 土木総務費では、人件費等の減少により前年度より308万3,000円減の5,473万5,000円を計上し、項2 道路橋梁費では、道路維持費、道路新設費ともに交通安全対策事業及び三宅1号線道路整備事業の事業費が減少、前年度より1,464万円減の1億5,377万3,000円を計上しております。項3 都市計画費では、公共下水道特別会計繰出金が減

少し、前年度より1,394万6,000円減の1億8,532万4,000円を計上し、項4まちづくり費では、企業立地奨励金の減少から、前年度より318万円減の158万3,000円の計上となり、項5住宅費では、人件費の計上等に伴い前年度より911万4,000円増の1,974万8,000円を計上し、款8土木費全体では、前年度マイナス5.8%、2,573万5,000円減の4億1,516万3,000円を計上いたしました。

104、105ページから106、107ページの上段までをご覧ください。

款9消防費、項1消防費では、消防総務費で、デジタル防災移動無線通信システム事業費が増加し、水防費の洪水ハザードマップ更新事務委託料が減少したため、差引き、款9消防費全体では、前年度比プラス5.5%、926万円増の1億7,783万3,000円を計上いたしました。

106、107ページ下段から122、123ページ上段までをご覧ください。

款10教育費において、項1教育総務費では、事務局費の委員報酬・非常勤職員報酬が増加し、前年度より477万6,000円増の、6,138万4,000円を計上いたしました。

項2小学校費では、学校管理費でPCB廃棄物処理委託料の減少及びICT環境整備事業の計上、教育振興費では需要費の増加、学校給食費は昨年度並みの計上となったことから、前年度より1,076万5,000円減の5,283万円を計上し、項3中学校費においては、式下中学校会計への負担金が増加し、前年度より1,334万円増の5,915万7,000円を計上いたしました。

項5社会教育費では、社会教育総務費は昨年度並みの計上となり、公民館費においては、図書室蔵書システム構築費を新たに計上し、社会教育施設費の需要費、委託料が減少し、文化財保護費においては、三宅古墳群発掘調査委託料が増加したことから、全年度より518万7,000円増の6,221万8,000円を計上いたしました。

項6保健体育費では、体育施設費の施設管理費委託料が減少し、前年度より81万9,000円減の1,390万3,000円を計上しており、款10教育費全体では、前年度比プラス4.9%、1,171万9,000円増の2億4,949万2,000円を計上いたしました。

122、123ページ下段から124、125ページをご覧ください。

款12公債費においては、長期借入地方債の償還金元金が増加、利子は減少し、前年度比プラス4.7%、1,601万7,000円増の3億5,744万4,000円を計上いたしました。

款14予備費につきましては、前年度比プラス5.7%、137万1,000円増の2,546万1,000円を計上しております。

続いて歳入の説明をいたします。

12、13ページにお戻りいただき、14、15ページの上段までをご覧ください。

款1町税において、項1町民税では個人町民税の減収見込みにより2億9,484万4,000円、項2固定資産税では増収を見込み前年度より355万1,000円増の2億3,827万9,000円、項3軽自動車税では2,183万3,000円の計上を行い、項4の町たばこ税について4,521万8,000円を見込み、款1町税全体では前年度比プラス0.3%、173万3,000円増の6億17万4,000円を計上いたしました。

続いて14、15ページの2段目から18、19ページの3段目までをご覧ください。

款2地方譲与税においては、自動車重量譲与税の増加を見込み、前年度比プラス12.9%、265万4,000円増の2,325万4,000円を計上しました。

款3利子割交付金は、前年度比マイナス0.5%、1万円減の184万7,000円、款4配当割交付金は前年度マイナス10.3%、75万8,000円減の660万6,000円、款5株式等譲渡所得割交付金は前年度比マイナス15.9%、99万5,000円減の526万6,000円、款6法人事業税交付金は令和2年度から公布されるもので、119万2,000円の新規計上を行い、款7地方消費税交付金は前年度比プラス21.5%、2,252万9,000円増の1億2,752万4,000円を計上し、款8環境性能割交付金は、前年度比マイナス36.3%、227万9,000円減の400万円、款9地方特例交付金は、子ども子育て支援臨時交付金が減少し、前年度比マイナス69.5%、1,367万9,000円減の600万円を計上いたしました。

款10地方交付税は、国の予算の地方交付税の総額が全国ベースで16兆6,000億円を確保したとされております。本町においては、令和2年度の普通交付税を13億7,800万円と見込み、特別交付税2億8,100万円を合わせた前年度比プラス5.0%、7,900万円増の16億5,900万円を計上いたしました。

款11交通安全対策特別交付金は皆減としております。

続いて、18、19ページの下段から42、43ページまでをご覧ください。

款12分担金及び負担金は、児童福祉・老人福祉事業等に係る個人負担金、式下中学校普通交付税負担金等を合わせ、前年度比プラス14.8%、762万円増の5,921万3,000円を計上いたしました。

款13使用料及び手数料は、各施設の使用料、道路占用料、町営住宅使用料、戸籍事務等の手数料、各種証明及び許認可の手数料で、前年度比マイナス3.0%、133万2,000円減の4,331万9,000円の計上を行いました。

款14国庫支出金については、歳出経費を基に国庫補助事業の補助率から交付金・補助金の算定を行い、法定受託事務委託金等の収入見込みを合わせ、前年度比プラス7.9%、2,513万

6,000円増の3億4,215万7,000円を計上いたしました。

款15県支出金については、国庫補助事業における県負担分、県単独補助事業による補助率の算定を行い、県税徴収などの事務委託金等の収入見込みを合わせ、前年度比プラス16.7%、2,789万8,000円増の1億9,544万4,000円を計上いたしました。

款16財産収入については、普通財産の貸付・売払い収入、基金利子収入を合わせて、前年度比プラス6.8%、61万9,000円増の970万円を計上いたしました。

款17寄附金については、前年度比マイナス3.8%、100万円減の2,500万1,000円を計上しております。

款18繰入金については、一時的な投資に対応するため、財源の収入不足を財政調整基金から取り崩し、また、ふるさと納税基金等を各事業に充当し、公債償還調整基金を合わせて前年度比マイナス49.1%、1億5,152万5,000円減の、1億5,682万1,000円を計上いたしました。

款19繰越金については、令和元年度決算による繰越金見込として前年度同額の1,000万円を計上いたしました。

款20諸収入については、税延滞金及び普通預金利子、住宅新築資金等貸付金償還金収入、奈良県市町村振興協会助成金等を見込み、前年度比マイナス22.2%、579万3,000円減の2,028万3,000円を計上いたしました。

最後に、款21町債では、地方交付税の振替財源となる臨時財政対策債の借入見込み、過疎対策事業債等の借入予定額を合わせて、前年度比プラス217.2%、6億3,900万円増の9億3,320万円を計上いたしました。

以上のことから、令和2年度の一般会計予算額の総額は42億3,000万円となり、前年度比プラス17.5%、6億3,000万円の増額となっております。

次に、議案第2号から議案第5号までの各特別会計予算についてご説明いたします。

国民健康保険特別会計予算は、被保険者数の減少等により、前年度比マイナス11.3%、9,200万円減の7億2,100万円、後期高齢者医療特別会計予算は、高齢化による医療納付金の増加から前年度比プラス6.5%、811万6,000円増の1億3,272万円、介護保険特別会計予算は介護給付費の増加により前年度比プラス4.5%、3,500万円増の8億500万円、公共下水道事業特別会計予算は前年度比マイナス10.9%、3,900万円減の3億1,800万円を計上しております。

4会計の総額は、19億7,672万円となり、前年度比マイナス4.3%、8,788万4,000円の減額となっております。

次に、議案第6号 三宅町水道事業会計予算については、収益的収入1億8,079万5,000円、収益的支出2億1,813万6,000円、資本的収入412万5,000円、資本的支出8,517万9,000円を計上し、それぞれマイナス38.5%からプラス44.6%の増減となっております。

以上が、議案第1号から議案第6号までの新年度予算の概要であります。

予算執行に当たっては、年間を通して計画的かつ効率的な執行を徹底し、引き続き経常経費の節減に取り組み、適正な入札執行や長期継続契約による経常経費の固定化を図るとともに、年度内においても新たな補助金・交付金等の活用のため情報収集を図り、臨時的な歳入財源の確保にも努めてまいる所存であります。

議員皆様におかれましては、何とぞご理解を賜り慎重審議をお願い申し上げる次第でございます。

次に、議案第7号から議案第12号までの6議案は、令和元年度一般会計並びに特別会計の補正予算であり、各会計において当該年度における事業費の決算見込み等に伴う増・減額、国・県支出金、地方債、基金等の特定財源の変更などを主とする補正予算であります。うち、令和元年度一般会計第5回補正予算においては、国の第2次補正に対し、小学校のICT環境整備事業費を新たに計上しております。

これらのことから、過疎対策事業債及び財政調整基金繰入金等の財源調整を行い、歳入歳出それぞれ1億5,195万1,000円を減額し、予算総額を35億3,044万7,000円とする補正予算を行うものでございます。

国民健康保険特別会計第2回補正予算は、歳入歳出をそれぞれ121万6,000円増額し、予算総額を8億2,217万9,000円とする補正予算、後期高齢者医療特別会計第2回補正予算は、歳入歳出をそれぞれ20万4,000円増額し、予算総額を1億2,488万6,000円とする補正予算、介護保険特別会計第4回補正予算は、歳入歳出をそれぞれ543万6,000円減額し、予算総額を7億7,946万4,000円とする補正予算、公共下水道事業特別会計第2回補正予算は、歳入歳出をそれぞれ761万3,000円減額し、予算総額を3億4,858万7,000円とする補正予算を行ったものでございます。

続いて、議案第12号 水道事業会計第2回補正予算は、収益的収入及び支出において、営業費用3,719万4,000円を減額した1億8,087万円とし、資本的収入及び支出においては、建設改良費755万9,000円を減額し、5,136万5,000円とする補正予算を行ったものでございます。

次に、条例の制定及び一部改正についてご説明申し上げます。

議案第13号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条

例の制定については、令和元年度に引き続き、令和２年度においても手当の額を除き、町長・副町長及び教育長の給料額を減額するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第14号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告により会計年度任用職員に適用する給料表の改正が必要となったため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第15号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年後見制度の利用の促進に関する法律第４条及び第11条第２号の規定に基づく措置として、一般職の職員の給与に関する条例をはじめとする４条例について、一括してその一部を改正する条例を提出したものでございます。

改正の内容は、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定へと整備を行います。

議案第16号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、平成30年４月１日からの県が財政運営の責任主体となり国民健康保険事業費納付金を決定し、市町村は保険税を賦課・徴収し、寄附金として納めることとなったことから、令和６年度の県統一保険税水準に向けて計画された、保険料方針及び奈良県の納付金の算定値に即した税額とするため、本条例の改正を行うものでございます。

議案第17号 三宅町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、民法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うとともに、入居者の資格の見直し等の改正を行うものでございます。

議案第18号 三宅町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定については、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、三宅町いじめ問題対策連絡協議会等を新たに設置するため本条例を制定するものでございます。

議案第19号 三宅町学校給食費条例の制定については、学校給食法の規定に基づき、町が実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し必要な事項を定めるため、本条例を新たに制定するものでございます。

議案第20号 三宅町過疎地域自立促進計画の変更については、平成29年９月に策定いたしました三宅町過疎地域自立促進計画において、新たに対象となる事業の追加を行い、地方債

対象の拡充を行う必要が生じたため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

主な変更内容は、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地方版総合戦略策定事業等の各項目において変更・加筆を行ったものでございます。

以上が、今定例会に提出いたしました、当初予算6件、補正予算6件、条例の制定並びに一部の改正7件、議決1件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重審議賜り、ご可決を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりました。

本議案に対する質疑は、3月6日の金曜日、午前10時より行いますので、よろしく願いいたします。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（衣川喜憲君） お諮りいたします。

日程第25、同意第1号 三宅町農業委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第1号 三宅町農業委員会委員の任命については、農業委員会法等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名等の朗読をもって、提案とさせていただきます。

氏名 中川憲夫。

昭和22年2月5日生まれ。

住所 三宅町三河601番地。

何とぞよろしくご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認めます。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長(衣川喜憲君) お諮りいたします。

日程第26、同意第2号 三宅町農業委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 同意第2号 三宅町農業委員会委員の任命について、氏名等の朗読をもって、提案とさせていただきます。

氏名 山口一人。

昭和27年7月28日生まれ。

三宅町小柳432番地の2。

何とぞよろしくご同意のほどお願い申し上げます。

○議長(衣川喜憲君) ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認めます。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（衣川喜憲君） お諮りします。

日程第27、同意第3号 三宅町農業委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第3号 三宅町農業委員会委員の任命について、氏名等の朗読をもって、提案とさせていただきます。

氏名 糸井直嗣。

昭和22年5月17日生まれ。

三宅町屏風73番地。

何とぞよろしくご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（衣川喜憲君） お諮りします。

日程第28、同意第4号 三宅町農業委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第4号 三宅町農業委員会委員の任命について、氏名等の朗読をもって、提案させていただきます。

氏名 久保文男。

昭和14年6月19日生まれ。

三宅町伴堂377番地の4。

何とぞよろしくご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（衣川喜憲君） お諮りいたします。

日程第29、同意第5号 三宅町農業委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第5号 三宅町農業委員会委員の任命について、氏名等の朗読をもって、提案させていただきます。

西川育雄。

昭和24年7月3日生まれ。

三宅町伴堂965番地。

何とぞよろしくご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（衣川喜憲君） お諮りいたします。

日程第30、同意第6号 三宅町農業委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第6号 三宅町農業委員会委員の任命について、氏名等の朗読をもって、提案させていただきます。

谷口敏夫。

昭和15年3月30日生まれ。

三宅町但馬75番地の2。

何とぞよろしくご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認めます。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長(衣川喜憲君) お諮りいたします。

日程第31、同意第7号 三宅町農業委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 同意第7号 三宅町農業委員会委員の任命について、氏名等の朗読をもって、提案とさせていただきます。

松田佳延。

昭和18年3月20日生まれ。

三宅町石見615番地。

何とぞよろしくご同意のほどお願い申し上げます。

○議長(衣川喜憲君) ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認めます。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（衣川喜憲君） お諮りいたします。

日程第32、同意第8号 三宅町農業委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第8号 三宅町農業委員会委員の任命について、氏名等の朗読をもって、提案させていただきます。

川口昭子。

昭和17年4月16日生まれ。

三宅町石見497番地。

何とぞよろしくご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（衣川喜憲君） お諮りいたします。

日程第33、同意第9号 三宅町農業委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第9号 三宅町農業委員会委員の任命について、氏名等の朗読をもって、提案させていただきます。

西岡純一。

昭和15年3月4日生まれ。

三宅町但馬209番地。

何とぞよろしくご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。

これに異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（衣川喜憲君） お諮りいたします。

日程第34、同意第10号 三宅町農業委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第10号 三宅町農業委員会委員の任命について、氏名等の朗読をもって、提案させていただきます。

伊藤正訓。

昭和62年5月7日生まれ。

三宅町但馬228番地の9。

何とぞよろしくご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（衣川喜憲君） お諮りいたします。

日程第35、同意第11号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第11号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについては、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございますが、現松浦副町長にはこの2年間、本町の行政の中核をとしてご活躍いただき、ありがとうございました。松浦副町長には、県にお戻りいただいた後も多くの先輩方と同様、本町のために様々な形で今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

後任の副町長につきましては、お手元に配付いたしておりますとおり、引き続き県から派遣いただき、県との連携を継続し、町行政組織の多面にわたりご指導をいただくためにも、県職員として総務部、福祉部、土木部、農林部、医療政策部などを歴任され、現在まちづくり推進局県有施設営繕課課長補佐として、豊富な行政経験と広い見識をお持ちの金井壮夫さんを新たに副町長として選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

氏名等の朗読をもって、提案させていただきます。

住所 大阪府柏原市田辺 2－9－81。

金井壮夫。

昭和44年 8 月12日生まれ。

何とぞよろしくご同意のほどお願いいたします。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

金井副町長、入場をお願いいたします。

（副町長 金井壮夫君入場）

○議長（衣川喜憲君） ただいま本会議において新たに副町長に同意されましたので、ここで金井副町長の挨拶を受けることといたします。

○副町長（金井壮夫君） 失礼します。

ただいま副町長のご選任にご同意いただきました、金井壮夫と申します。よろしくお願いいたします。

これから皆様とご一緒させていただき、三宅町の発展のために、誠心誠意努力してまいり所存でございます。議員の皆様におかれましてはよろしくご指導、ご鞭撻いただきますようお願いいたします。

ご挨拶の機会をいただき、ありがとうございました。

○議長（衣川喜憲君） ご苦勞さまでした。ご退席をお願いいたします。

（副町長 金井壮夫君退場）

◎発議第1号の上程

○議長（衣川喜憲君） 日程第36、発議第1号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認め、提出者の辰巳議員より提出理由の説明を求めます。
辰巳光則君。

○7番（辰巳光則君） 発議第1号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨を説明します。

私たち議員の報酬は、条例で定められた月額26万円ですが、町の集中改革プランの内容に即して報酬額の1割の削減を行うため、平成18年3月定例会で条例の一部を改正する発議案を、賛成多数で採決いたしました。

この条例の改正内容は、昨年と同じく、引き続き期間を延長すべく、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間と改正するものであります。よろしくお願いします。

○議長（衣川喜憲君） 説明が終わりました。

本議案に対する質疑は3月6日の金曜日に行いますので、よろしくお願いいたします。

◎発議第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長（衣川喜憲君） 日程第37、発議第2号 請願採択を踏まえ「各交通事業者への働きかけを強める」意見書についてを議題とし、上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認め、提出者の渡辺議員より提案理由の説明を求めます。
渡辺哲久君。

○5番（渡辺哲久君） 意見書の朗読をもって提案理由に変えます。

請願採択を踏まえ「各交通事業者への働きかけを強める」意見書。

オリンピック・パラリンピックの開催を前にバリアフリーの機運が高まっており、第198回国会では「精神障害者の交通運賃に関する請願」衆参両院で採択された。

障害者基本法では、精神障害者は身体障害者及び知的障害者と同じ障害者として定義されている。障害者が移動する際に公共交通機関の役割は必要不可欠なものとなっている。現在、

身体・知的障害者に適当されている交通運賃割引制度から精神障害者は除外されている。精神障害者においても「自立」と「平等」及び「社会参加」を促進するためには、身体障害者及び知的障害者と同じように精神障害者にも交通運賃割引制度が適用されなければならない。

この間、大手私鉄では、西鉄が全国で初となる精神障害者の運賃割引を実施し、政令市の札幌、名古屋市、福岡市の公営交通においても地下鉄など全国共通の運賃割引制度が導入されてきた。平成30年10月に発表された航空会社の3障害共通の割引制度の実現は、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」による国の働きかけが航空事業者を受け止められたものである。

こうした状況を踏まえ、全国に輸送網を持つＪＲ、大手私鉄及び高速道路等の交通事業者は、請願採択という国会の意思を尊重し、速やかに、精神障害者にも他障害者同等の交通運賃割引制度の適用に踏み切る必要がある。

よって、三宅町議会は、国会及び政府に対し、精神障害者についても、身体障害者及び知的障害者と同等に交通運賃割引制度の適用対象とするよう公共交通運輸事業者等に働きかけを強めるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月4日。

奈良県三宅町議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣殿。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 説明が終わりました。

日程第37、発議第2号 請願採択を踏まえ「各交通事業者への働きかけを強める」意見書についてを議題とし、質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。質疑は終結します。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 討論なしと認めます。討論は終結します。

お諮りいたします。

日程第37、発議第2号 請願採択を踏まえ「各交通事業者への働きかけを強める」意見書

についてを採決します。

本件を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（衣川喜憲君） 本日はこれもちまして散会といたします。

次回は3月6日金曜日午前10時より会議を開きます。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午前11時24分)

令和2年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和2年3月6日金曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鰭 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	衣 川 喜 憲
池 田 年 夫		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	松 浦 功 治
教 育 長	澤 井 俊 一	みやけイノベーション推進課長	宮 内 秀 樹
総 務 部 長	岡 橋 正 識	健康子ども局長心得	植 村 恵 美
住民福祉部長	岸 部 聖 司	教育委員会事務局長	森 本 典 秀
まちづくり推進部長	江 蔵 潔 明	会 計 管 理 者	吉 田 明 宏

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	中 谷 亮 一	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	川 人 哲 也		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	久 保 憲 史	2 番 議 員	川 鰭 実希子
---------	---------	---------	---------

令和2年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

令和2年 3月 6日 金曜日

午 前 10時00分 再 開

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 議案第1号から議案第6号までの6議案に対する予算審査特別委員会付託について |
| 日程第2 | 議案第7号から議案第20号までの14議案及び発議第1号に対する各委員会付託について |
| 日程第3 | 一般質問について |

◎開議の宣告

○議長（衣川喜憲君） 定刻になりましたので、令和２年３月三宅町議会第１回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。

本日の議会を開きます。

（午前 ９時５９分）

◎議事日程の報告

○議長（衣川喜憲君） 本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎議案第１号～議案第６号の予算審査特別委員会付託について

○議長（衣川喜憲君） お諮りします。

日程第１、議案第１号 令和２年度三宅町一般会計予算についてより、議案第６号 令和２年度三宅町水道事業会計予算についてまでの６議案を、さきに設置しました三宅町予算審査特別委員会に付託いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第１、議案第１号 令和２年度三宅町一般会計予算についてより、議案第６号 令和２年度三宅町水道事業会計予算についてまでの６議案を三宅町予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

◎議案第７号～議案第２０号及び発議第１号の各委員会付託について

○議長（衣川喜憲君） お諮りします。

日程第２、議案第７号 令和元年度三宅町一般会計第５回補正予算についてより、議案第２０号 三宅町過疎地域自立支援計画の変更についてまでの議案14件及び発議第１号 三宅町議会議員の議員報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について、各常任委員会へ付託し、委員は全員でございますので、総括質疑は割愛いたしたいと思います。これに異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 令和元年度三宅町一般会計第5回補正予算についてより、議案第20号 三宅町過疎地域自立促進計画の変更についてまでの議案14件及び発議第1号 三宅町議会議員の議員報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定については、各常任委員会に付託することに決定しました。

◎一般質問

○議長(衣川喜憲君) 日程第3、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。
今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 松 田 晴 光 君

○議長(衣川喜憲君) 8番議員、松田晴光君の一般質問を許します。

8番議員、松田晴光君。

○8番(松田晴光君) ただいま議長のお許しを頂きましたので、一般質問を行います。

タイトルは、町道1号線拡幅三河インターチェンジから三河橋までについて。

当然、道路が広くなれば車両も多くなります。そこで、道路幅は何メートル、また車道は何メートルですか、三河インターから三河橋までの距離は何メートルですか、用地の買収話は進んでいるのでしょうか、お聞きします。

近鉄踏切の拡幅問題の話はどこまで進んでいるのか、お伺いします。

また、踏切を陸橋にする、あるいは地下道をつくる考えは不可能に近いと思いますが、いかがですか。

そして、踏切内の車道と歩道は、別々につくる予定ですか。

また、街灯は、三河インターチェンジから三河橋までに何基計画されておられるんですか、お聞きします。

以上です。

○議長(衣川喜憲君) 町長。

○町長(森田浩司君) 8番、松田議員のご質問に回答させていただきます。

三宅1号線道路整備事業は、平成30年度より事業を着手しており、その事前説明として、議員の皆様には平成30年2月28日にご説明させていただきましたが、再度、事業計画のご説

明をさせていただきます。

計画延長約500メートル、基本断面として道路全幅が10メートル、そのうち歩道が2メートルとなっており、三河インターから三河橋までの距離については約660メートルです。

用地に関しましては、用地立会が完了し、一部境界の確定ができない地番を除き、筆界確認書に捺印を求めているところであり、並行して買収交渉を進めているところでございます。道路買収面積が確定し、土地の鑑定額が確定した3名の地権者より交渉を進めているところでございます。

近鉄踏切の拡張については、現在まで4回の近鉄協議を行っておりますが、踏切の拡張に関する条件が折り合わず、合意に至っておりません。今後も引き続き協議を進めてまいります。

また、踏切の陸橋あるいは地下道をつくる考えが不可能かという質問ですが、近鉄線の上を行くオーバーパス及び下を行くアンダーパスを行うにも、三河交差点から踏切までの距離が短いため、構造上できないとの結論に至っております。

踏切内の構造については、先ほど申しましたとおり、拡張に対する合意がないため、近鉄側との打合わせができないため現時点では未定となっております。

街灯はとのご質問ですが、付近の地理的な状況及び人通り等を考慮し、防犯灯として今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（衣川喜憲君） 松田議員、再質問ありましたら。

松田議員。

○8番（松田晴光君） 再質問は踏切を問題にさせていただきます。

三宅町内の近鉄樫原線で踏切は幾つあるんですか。

○議長（衣川喜憲君） 答弁は。

江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 現在、私が記憶している限り4か所と想定しております。

○議長（衣川喜憲君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） それでは、西田原本線で三宅町内では踏切幾つあるんですか。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 先ほど同様、私の思う限り5か所と想定しております。

○議長（衣川喜憲君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） その全てが生活踏切だと思います。今ある踏切をなくすということとはできないと考えますが、いかがですか。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 今までいろんな踏切の改良等を行う中で、近隣の及び住民さんの意見を聴く限りでは、廃止というのはやめてほしいというのが圧倒的な意見でございました。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 今現在、西田原本線但馬の踏切内を普通車両は通行できないという事例があります。それは1か所ですか、2か所ですか。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 申し訳ございません。多分それは黒田の踏切だと思うんですけども、それは田原本町駅の、すみません、踏切となっており、一応、認定上はうちの踏切ということで回答させてもらってよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 現在、農耕車両と人の通れる踏切は1か所、それ以外は車の通行可能となっております。

○議長（衣川喜憲君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 町道1号線、道幅が広くなれば大型バス、大型トラック、トレーラー、また40フィートのコンテナ等々が走ります。それに対して踏切問題が一丁目一番地になってきます。まず、この課題を解決しなければ、道が広くてもひょうたんの首のようになってしまいます。大きな車両が通行すれば、どちらか片方は踏切の手前で待つことになります。当然、渋滞は起こります。この点どのようにお考えですか。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 先ほど町長からご説明させていただいたとおり、当然、危険性は伴ってくると想定されますので、今後とも近鉄とは協議をし、1号線の踏切拡幅に向けての努力はしていきたいと思っております。

○議長（衣川喜憲君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） もちろん近鉄さんと何度も何度も交渉は重ねていただいていると思います。そして、町長は三宅住民6,800人余りのトップセールスマンです。泥水を飲む覚悟で、

より一層の交渉に当たっていただけたと考えますが、いかがですか。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 私自身も近鉄に出向いて要望活動等を行っていく決意でございますので、議員の皆様方、また住民の皆様方のご協力も必要かと思っておりますので、その点も併せてお願いして答弁とさせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） この踏切問題が解決すればよいが、問題が残れば用地改修及び道路工事の入札をして見切り発車されるのでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 当然ながら1号線の計画としては、計画どおり進めますが、当然、踏切がまだ改良できない場合は、安全対策は十分の上、通行可能な状態で行きたいと思っております。

○議長（衣川喜憲君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 町道1号線ですので、町内外の住民の誰もが道路及び踏切が立派に出来上がったと言ってもらえる拡幅工事にしていただきたいと私は思っております。

最後に、道路の車道と歩道の区別は、縁石にするのか、また違う方法で計画されているのか教えてください。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 先ほど町長からご説明させていただいたとおり、ちょっとその辺までは近鉄の合意が至っておりません。近鉄の合意が至った上で、近鉄側の設計となりますが、現在のところはちょっと不明ということになっております。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） いや、今のは道路の車道と歩道の区別は縁石でされるのか、また違う方法で計画されているのかということなんです。踏切内じゃないんです。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 踏切内の工事、歩道と車道は、両側は、うちの計画では違うことになっておりまして、その条件を近鉄側に伝え、設計は近鉄が全てすると、うちが踏切内の詳細については、ちょっと設計はできませんので、その辺は……。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長、聞かれているのは、踏切じゃなくて道路の歩道と車道との

境はどんなのかということを聞かれた。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 失礼しました。

道路の車道と歩道との標準断面では歩・車道、縁石で区別する予定となっております。

○8番（松田晴光君） 分かりました。

これで一般質問を終わらせてもらいます。

○議長（衣川喜憲君） 松田晴光君の一般質問を終わります。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（衣川喜憲君） 次に、6番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

6番議員、森内哲也君。

○6番（森内哲也君） 議長のお許しを頂きましたので、一般質問させていただきます。

説明できない情報についてというふうなタイトルをつけさせていただきます。

「建築、建設について費用の根拠を教えてほしい」という質問に対して、理事者側から「入札に関わるので詳細はお伝えできない」、そんなふうになんて言われ、漠然とした答えしか得られないことがあります。今回の複合施設の建設費についてです。以前、小学校の敷地内に学童施設を建てるというそういう話があったときもそのような回答でした。「金額は大体、おおよそ出ているのに、どういう根拠でその金額になったのか説明してほしい」というときに言われたせりふです。

どうして見るができない、知ることもできない、詳細に、情報があるのか、その当時、説明を聞いたんですが、よく理解できなかったのも、入札に関わるので具体的には説明できないというのはどういったことでしょうか。例えば、どういったことが書かれているのか見ることのできる職員はどの範囲なのか、もちろん町長は見ることはできると思いますが、副町長はどうなんですか、教育長はどうなんですか、あるいは担当の部局だけなのか、担当の部局の職員だけなのかとか、いろいろ疑問に思っています。ほかの施設でも同じような事態、何か建築するとかというときに起こると思いますが、他の自治体はどう対処されているのでしょうか。職員サイドでは情報は持つておられると思いますが、いかがでしょうか。

また、知られてはいけないような箇所を黒塗りにして資料を出す、あるいは資料にて説明した後、説明終了後に資料を回収するとか、あるいは秘密会議というような形にして傍聴者を入れないなどの対応でも、建築費の説明に係る資料、見積りなどは、我々にも見せること

はできないものでしょうか。

以上が質問です。自席にて再質問させていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 6番、森内議員のご質問にご回答させていただきます。

入札に関わるのかというのは、具体的にどういうことでしょうかというご質問ですが、国におけます予算決算及び会計令第79条において、「契約担当官等は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。」となっており、この「書面をその内容が認知できない方法により」が法的根拠に当たります。

ただし、三宅町においては、三宅町建設工事入札及び契約等情報公表実施要領第3条において、「公表の時期及び方法は、次のとおりとする。（1）建設工事の入札についての公表は、工事担当課が作成の上、仕様書に添付するとともに役場前掲示場に掲示する。」とありますように、三宅町におきましては、予定価格、最低制限価格の公表は仕様書公表時となっております。

また、工事の内訳書につきましては、三宅町建設工事等の入札執行要領及び三宅町工事費等内訳書提出要領により、入札時、工事費内訳書の提出を求め、内容の審査等を行うことが規定されており、記載されております内容及び金額に不備がある場合は、落札候補者は失格または無効となり、落札の権利を失効することになります。これらの理由により、予定価格、最低制限価格の公表は仕様書公表時、工事の内訳は入札執行時まで非公表となります。また、三宅町が設計書に使用しております単価には著作権が発生しており、発行元の承諾がない限り公表及び公開できないこととなっております。

なお、国においては、入札後の設計書の公表は行われておりますが、あくまでも事後の契約において予定価格が類推されない場合に限られております。

次に、見ることのできる職員はとのご質問ですが、業務に携わる職員は知り得る立場となります。

そして、他の自治体ではというご質問ですが、先ほど説明させていただいたとおり、勅令を遵守し職員等は業務を行っておりますので、他市町村でも同様の措置を行っているものと理解しております。

最後に、見積りなど見せることはできないかとのご質問ですが、先ほどより回答させてい

ただいているとおり、入札前には開示できないこととなっております。もし、職員が故意もしくは間違いにより設計書等を業務に関わる者以外に見せ、入札に支障を生じさせた場合は、地方公務員法第34条に違反したこととなり、同第60条の対象となります。また、地方自治法第243条の2により賠償の責任が生じます。

ほかにも関連する法令は幾つかございますが、三宅町といたしましては、今後とも法令を遵守し業務を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（衣川喜憲君） 森内議員、再質問ありましたら。

○6番（森内哲也君） ありがとうございます。何かいろいろと決まりがあつて、それに基づいてやられているということを伺いました。

まず、最初に、僕に入札情報教えろとかと言うてるのではないということだけは言っておきます。

で、いろんな何かルールがあるということで、著作権とかも関わってくるというので、ちょっとへーとか思ったんですけども、実は、何年前ですかね、小学校の空き地に学童施設をつくらと言われたときに、入札に関わるので、敷地内には建てるけれどもどこかは言えません、あるいは1階建てですか、2階建てですかとか聞いても、それも言えない、入札に関わるのだと言われたことがあつて、それに比べて今回は、建てる場所も分かっているし、何階建てかというのも分かっているんで、この違いは何かなのか悩んでいたんです。今聞くと、ルールに基づいてきちっとされているんで、どういうことなのかなというので、できたら当時おられた職員さんにお答えいただけたらなと思うんですけども。

○議長（衣川喜憲君） どなたか。

岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 当時おられた職員ということで、私、代表してお答えいたすことになるんですけども、今、部長とかご回答ありましたように、今、現段階で申しましたように、入札に関わる秘密というのは説明させていただいた内容です。で、確かにおっしゃるように、その数年前のことを今おっしゃってるんですけども、その部分で入札の秘密に関わることというところで場所等、この場所に何階建てだということを公開しなかったということを今ご指摘あったと思うんですけども、それと今ご説明させてもらった件は、全く違うものでございます。

○議長（衣川喜憲君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） ありがとうございます。答えにくい質問だったかも知れません。

では、何かでその運用なり何かが変わるという理解じゃなくて、これからは今回答頂いたようなことで行くというふうに理解してよろしいですか。また首長が変わったら変わるかなみたいな話ではないというふうに理解しますけれども、いかがですか。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 先ほど町長が回答させていただいたとおり、あくまでも法令遵守して、今後、公表できるものは公表する、できないものはできないと、きちっと区分けしてやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） できるものはする、できないものはしない、法令遵守でということなので、今、回答頂いた法に基づいてやるよという理解をしましたが、よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○6番（森内哲也君） そうしたら、もう終わろうかなと思うんですが、最後にちょっとだけ一言、私、議員なので議会改革とか自分のいるところにすごく興味があって、いろんな書物を読んだりするんですけども、議会改革の、読んでいてあと思ったところで、ちょっとだけ、そこだけ紹介して終わります。

議会事務局に先輩事務局員から今やっている議会事務局へのアドバイスで、こんなことが書かれていました。

議会事務局員は、議員の言うことを何でも聞く議員の小間使ではない。議員のサポート役ではあるが、議員が町のため、公共のためによくない方向に動こうとしているときは、議員に意見をすべきであると、なぜなら公共の利益に奉仕するのが公務員の務めであるから。それは町長サイド、首長サイドの職員にも言えますと。

で、実際、地方公務員法にもこうあります。

6節、服務、服務の基本基準第30条、全ての職員は、全ての職員です、全体の奉仕者として公益の利益のために勤務しとなっています。公益の利益のためなので、誰か特定の人物がこう言ったからとか、そういうようなことで態度を改めたりするのはおかしいということになります。当然、我々議員とかもそうだと思います。なので、町長なんかも職員さんからちょっと違うんと違いますかみたいなことがあれば、聴く耳を持っていただきたい。法令遵守ということで、今後も職務に頑張っていただけたらと思います。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 森内哲也君の一般質問を終わります。

◇ 辰 巳 光 則 君

○議長（衣川喜憲君） 次に、7番議員、辰巳光則君の一般質問を許します。

7番議員、辰巳光則君。

○7番（辰巳光則君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思えます。

私からは、令和2年度予算に込めた町政への思いと今後のビジョンについてを一般質問させていただきます。

平成28年7月に町長に就任され、4年がたとうとしています。その間、時代は令和に移り、少子高齢化、人口減少が避けられない中、東京圏への一極集中の是正と将来にわたって活力ある地域社会の実現のため、持続可能な社会づくりを目指した町政を進めていくべきところのあると感じます。

世は情報化社会、ソサエティ4.0から、I o Tによる人と物につながりやA I 技術を活用した、今までにない新たな価値により地域の課題や困難を克服していく次の社会、ソサエティ5.0が提唱されています。

このような時代の変化の中、町長就任時に挙げられたマニフェスト、そして三宅町総合計画に基づき、諸施策に重点を置かれ、三宅町の将来にどのようなビジョンを描いておられるのかをお聞かせ願いたい。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 7番、辰巳議員のご質問にご回答させていただきます。

辰巳議員からは、令和元年6月議会において、町長就任時に掲げられたマニフェスト、目標についての成果等、全般についてのご質問を頂戴し、就任後3年の町政運営について所感を述べさせていただきました。

今この4年間を振り返ってみますと、全力で様々なことに取り組む中、時代の変化の速さを身をもって感じております。

就任後は、まず「対話でつながるみんなの三宅町」を目指し、職員との議論を早々に開始し、タウンミーティングやまちづくりトークなどを通じた住民と協働の町づくりの取組を始めるとともに、就任前から多くの方にご意見を頂いていた、祝日のごみ収集、リクエスト収集等を実現しました。さらに、まちづくりトークで頂いたご意見を基に少量ごみ袋の販売を

開始するなど、対話から住民の日々の生活に密着した取組を行ってまいりました。

そして、選挙の争点であった学童保育施設のゼロベースからの見直し、中央公民館の老朽化による建て替えの課題も合わせ、将来の公共施設のあり方なども勘案し、複合施設の建設を決定しました。

整備に向けては「多世代が繋がり地域の魅力が創出される町民一人一人の居場所」となるよう、ワークショップ等の開催により、住民の皆様との対話や議会の皆様との議論を深めながら取組を進めてまいりました。

また、この4年間で子育て施策にも力を入れてまいりました。

本当に助かると多くのお声を頂いている出産祝品贈呈事業については、第1子の利用金額を1万円から2万円に引上げを行い、また、妊婦訪問事業や全戸訪問支援事業の充実、また専門相談窓口の開設など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、経済的な支援として産後健康診査の補助制度の導入などを行いました。また、母親の皆様との対話から父親の育児参加の大切さを学び、取組を進めてまいりました。

私ごとですが、フレキシブルな時短勤務という新たな形で育休も職員との対話により生まれ、取組を始めています。私自身も積極的に子育てに参加しているところでもございます。

この間、地球環境の急激な変化も身をもって感じることもありました。平成29年10月の台風21号では、近年に経験したことのない豪雨となり、避難勧告から避難指示を発令する事態となりました。災害対策本部で陣頭指揮を執る中、住民の生命と財産を守るという行政の責務を痛感するとともに、自助・共助・公助、それぞれの役割を持って日ごろから備えることが大切であると実感いたしました。

この経験から、自治会や自主防災組織の皆様と対話を重ねながら三宅町地域防災計画の見直しを行い、さらなる防災力強化の取組として、浸水想定最大の深さを電柱等に掲示し見える化する、まるごとまちごとハザードマップ事業を新年度予算に計上しております。この事業についてもまちづくりトークにおいて住民の方から頂いたご意見を予算化し実現するものです。

今後も引き続き、様々な面で住民の皆様との対話を大切に、ワンチームで町づくりに取り組んでまいります。

次に、ご質問の中で述べられている次世代社会は、I o Tの広がりやA I等先端技術の進歩により、10年前には想像もしなかった世の中になっています。今後、5 Gの登場により、さらに加速度的に進展していくものと認識しております。

そのような中、地域社会における住民のニーズや解決すべき課題は変わるものと考え、行政主導の町づくりだけでは変化に追いつくことはできず、持続可能な社会を目指すには、住民との協働による町づくりはさらに求められ、住民、行政、そして事業者等がそれぞれ得意とするリソースを生かし、役割分担しながら共に町づくりを進めていく必要があると考えております。

また、議員ご指摘のとおり、少子高齢化、人口減少が避けられないことは事実であり、持続可能な町づくりを進めていくには、いかにすれば人口の下げ止まりを見いだすことができるかについて、住民と共に考え、協働で取り組むことが大切であると考えております。そのためには、行政は変化を恐れずチャレンジを続けていくことが必要とされ、さらにお互いの情報共有と対話を重ねながら住民の皆様と共に町づくりに取り組みたいと思います。

このような大きく時代が変わる中、今定例会において議員皆様にご審議を願います新年度予算においては、選択と集中をテーマとして編成を行いました。

新たなチャレンジとして、子育て課題の解決のため、まち育パートナーシップ事業として、江崎グリコ株式会社との協働によるプロジェクトの推進をはじめ、オンライン医療相談の環境整備等、官民連携の取組も進めております。

また、ＩＣＴが急速に発達する中、子供たちの学びも変化を求められています。新時代に将来を担う子供たちへのＩＣＴ教育にいち早く対応すべく、国の令和元年度補正予算を獲得しながら、新年度予算と合わせた教育環境整備にも取り組んでまいります。

そして、総合施設の建設計画を着実に進めてまいりましたが、三宅町の未来を育む拠点を目指し、「子どもたちが、まちのみんなが、もっと三宅を好きになるために」をグランドコンセプトに、それぞれの「やりたい」を実現すべく建設費の予算を計上いたしました。

来年度予算においては、既存事業の見直しや新規事業においても費用対効果や必要性を十分検討しながら選択を行い、総合施設等、今まで積み重ねてきたことを加速させるところや官民連携による新たなチャレンジなど、未来につながる集中を行った予算編成としております。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳議員、質問ありましたら。

○７番（辰巳光則君） ただいま町長よりこれまでの実績と新年度予算の方針と将来ビジョンについてをご答弁頂きました。

答弁の中に入っていなかった部分で何点かちょっと私ごとの心配事をちょっとここで質問させてもらいますが、現在、国が進めている地域社会におきまして、三宅町が直面する人口

減や、唯一出店していたドラッグストアも閉店しまして、なかなかちょっと町が推し進めていることと逆行しているんじゃないかというのがありますが、その点どうお考えなのかと、答弁の中になかったグローブ100周年事業、もちろん大きな花火で、すごく町の活性化についてはいいいことだなと思うんですが、何度も質問していますとおり、その終わった後に、どこを見据えてそういうのをやっていくのかというのを質問させていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ただいま議員ご質問の人口問題についてですけれども、やはり人口の下げ止まりをいかに見いだしていくかというのが課題であるというふうに考えております。また、先日、2月24日でしたか、タウンミーティングにおいては、人口データに基づき地域の未来を考えると題したテーマでタウンミーティングを行う予定にしていたけれども、また、その中でも人口問題から見た持続可能な町づくりの考え方として、玉川先生からいろいろな意見、町全体でのタウンミーティングというのは延期になりましたけれども、各自治体単位において、モデル地区であったりというところの町づくり等説明会というところも、私も参加している中で先生からいろいろな課題や、やはり今後の処方箋というところのアドバイスを頂いているところです。

そうしたご意見も生かしながら、来年度更新する三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定において、課題に対してより目的に特化した戦略を取りまとめてまいりたいというふうに考えており、それに向け、しっかりとした議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、ご指摘頂きましたドラッグストアの閉店についてですけれども、大和中央道の延伸計画による閉店というふうにお聞きしています。三宅インター周辺地区における町づくりについては引き続き、住民の、生活されている方の利便性向上となるような、企業を含めた誘致ということは喫緊の課題となっており、そのためにも町道1号線の整備とともに大和中央道の早期完成が鍵であると考えておりますので、引き続き県と連携をしながら町道整備、また大和中央道の整備に取り組んでまいりたいと思っています。

また、開発だけではなく、町全体の町づくりを考える上で、本町の誇りでもある美しい田園風景を未来に残していくことも併せて大切であると考えています。バランスとめり張りのある整備を目指していきたいと思います。

次に、グローブ100周年のご質問ですが、平成30年9月議会においてもグローブ100周年事業の、今後の地場産業を生かしていく施策についてご質問頂き、実行委員会の今後の展望や

地場産業の活性化、新たな地場産業の創設を図るため、関係団体との連携指針についてご回答申し上げます。さらに実行委員会での議論を加速させ、2021年に向けた取組を継続してまいりたいと考えております。

グローブ100周年事業を契機に、現在、町のほうでは注目度、格段にアップをしながら、メディアで取り上げていただく機会も増えてきています。この機会を生かしながら地域の資源を生かした新たなビジネスづくりとして、伝統と新しいものの融合による魅力ある地場産業の発展を目指しながら、産業界、また農業従事者や多くの住民の皆様と共に考えていきたいというふうに思っています。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） ありがとうございます。

グローブ100周年に関しては、ちょっといろんな私案はあるんですけども、まだ実施もされていないということで、こちらもちっといろんな意見があったり案があったら、またそれも出していったって、よりよいものになればと思います。

今の答弁、今までの中での答弁には触れてなかったんですが、公共施設の今後についてということで、旧つながり総合センターや旧ミュージアムの解体についてを質問しましたが、実施時期や跡地の活用について明確な方向性も出ていないのが現状です。同じく町営住宅は、今後の県営住宅の老朽化が進んでいる中、近い将来において住宅施策にも課題は山積していると思います。このような課題に対して町長の考えをお聞かせください。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 公共施設の今後につきましては、これまでも旧つながり総合センターについて解体時の概算や土地価格等、委員会質疑の中でお示ししているところではございますが、廃止施設の解体や跡地利用は、財政状況を見ながら、また事業提案型の売却や貸付けなど、新たな方法も併せて調査研究を進めているところでございます。

次に、町営住宅の今後についてですけれども、公共施設総合管理計画の個別計画を新年度に策定してまいりますが、耐用年数とストックの活用、将来の必要な戸数の検討などについて議論の必要性があるものと考え、議員のおっしゃる町内の県営住宅については、県の施策を踏まえつつ地元自治体としての考え方を伝えてまいりたいというふうに思っています。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） 今までつながり総合センター、ミュージアム跡地のことは何度もこの議会でも一般質問させてもらっていて、県が出している防災ハザードマップの中では、

やっぱり上但馬地区というのは、曾我川が切れたときも大規模な水害が起こるという数字も出ていますので、閉鎖になってかなり時間もたちます。で、公共施設総合計画の個別計画というのがこの一、二年で出るということなんで、その辺もちょっと前向きに考えてもらえたら、より住民さんも安心安全に暮らせると思います。

それでは、複合施設の今までの積み上げたことを加速させるところや、官民連携による新たなチャレンジ等、未来にもつなげる集中を行った予算編成としておりますという答弁があったところですが、複合施設建設事業に集中し8億4,000万円を投じて建設する以上、住民を巻き込んだ運営体制をしっかりと構築し、町民の誇りとなる施設、このさきの成果も見据えたものとなるようにと思いますが、森田町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 複合施設建設については、建物を完成させることが目的ではないということ言うまでもありません。運営体制をしっかりと構築していくには、ネーミングの決定や地域コーディネーターの育成、また住民ボランティアの選定や関係条例の制定など、コンセプトを実現していくためには、実施体制の整備を成し遂げ、住民の皆様をはじめとする三宅町に関わっていただける企業や人と共に、育ち育てる町づくりの風土を建設によって未来へとつなげていく責務が私にあると考えています。

そして、就任以来取り組んでまいりました、対話でつながるみんなの三宅町を引き続き実現していくことが私の使命であると決意を新たにしているところでございます。

そのためにも、私ごとで恐縮ではございますが、令和2年7月に執行されます三宅町長選挙において、議員の皆様をはじめ広く町民の皆様のご支援を賜り、再選を目指して立候補する所存でございます。これまでの4年間の私の町政運営に対し、住民の皆様の信を問う覚悟を決めました。議員皆様方におかれましては、どうかご支援を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） ご答弁ありがとうございます。

この何度かのやり取りを見てもらっても分かるとおり、まだまだ課題は山積していると思います。これからもよりよい三宅町、住みよい三宅町になるよう議論してまいることを約束して私からの一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳光則君の一般質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（衣川喜憲君） 次に、10番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

10番議員、池田年夫君。

○10番（池田年夫君） 議長のお許しがありましたので、一般質問を行います。

まず、複合施設についてであります。

1月の総務建設常任委員会でも質問しましたが、自家発電装置、設計図では2階に設置することになっていますが、常任委員会の答弁では、1階の受水槽を直結することになったので、かさ上げして自家発電装置を設置するということでした。飛鳥川や寺川が決壊し、浸水した場合、どのように考えているのか、町長の所見を伺います。

次に、教科書の採択についてであります。

令和2年度から実施される小学校学習指導要領に伴い、本年度は小学校の全教科書が新たにされました。令和2年度は中学校の教科書が採択されることになっております。教科書の採択に当たっては、教科書会社からのアプローチを受ける可能性があると聞きましたが、現在の手順はどのようになっていますか、教育長の所見を伺います。

次に、加齢性難聴者の補聴器購入助成についてであります。

現在、三宅町も高齢化社会になってきています。聴力が規定以下で身体障害者の認定を受けた場合、障害者総合支援法によって補聴器購入時に補助を受けることができます。ただし、認定される規定聴力は高度難聴レベルなので、軽度、中程度の難聴では障害者と認定されません。児童の場合は、中程度の難聴であっても市町村が実施主体となる補聴器購入時の補助制度があります。

高齢者の加齢による難聴は、ほとんどの場合、規定能力に該当せず、法による補助の対象外となっています。高齢者の生活実態の悪化の中、自治体が高齢性難聴者の補聴器購入に対して補助制度をつくり、実施されてきています。本町でも高齢者の補聴器購入に対する補助制度の検討が必要であると考えますが、町長の所見を伺います。

以上で一般質問を終わりますが、答弁によっては自席から再質問させていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 池田議員のご質問につきましては、私から複合施設について及び加齢性難聴者の補聴器購入助成についてご回答申し上げ、教科書の採択については教育長がご回答申し上げます。

10番、池田議員のご質問に回答させていただきます。

飛鳥川や寺川が決壊し、浸水した場合、どのように考えているのかというご質問ですが、現在作成中のハザードマップで、役場前の複合施設建設予定地においては浸水高が50センチ未満となっており、1階フロア部分は浸水しない高さに設定しており、かつ、自家発電装置はさらに土台を設置する構造になっておりますので、浸水は起こらないものと考えております。

なお、複合施設建設費の削減を検討している中で、受水槽を廃止し、直結給水することによる建設費及びメンテナンス費用の削減、自家発電装置を2階から1階に移動することによる構造の簡略化、メンテナンスの簡易化が挙げられます。これら全ては建設費用やランニングコストの削減を行うものでございます。ご理解のほどお願い申し上げます。

続いて、補聴器の購入助成についてのご質問ですが、高齢者の加齢による難聴は、議員のご質問にもあるように、日常生活を不便にし、生活の質を落とすと言われていています。日本耳鼻咽喉科学会においても、60歳代になると軽度難聴レベルまで聴力が低下する音域が増え、聞こえが悪くなったと感じる人が急激に増え、65歳から74歳までは3人に1人、75歳以上では約半数が難聴に悩んでいると報告されており、また、85歳以上では80%に達すると言われております。また、難聴は認知症の危険因子としても現在、因果関係について研究されているところでございます。

こうした状況を踏まえ、国会においても国による制度創設について意見が出されており、また、多くの自治体の議会からも国に向けて請願書や要望書が提出されており、今後、国の施策として創設されることが期待されます。

また、議員がおっしゃるとおり、現在、全国でも東京都内9区をはじめ21市町で補助制度が実施されていることから、当町においても今後、国の動向を見据えつつ対象者数の把握に努めていきたいと考えております。

また、補助制度については、対象要件に医師の意見書が必要になりますが、加齢性難聴は徐々に進行することから、本人に難聴の自覚がないことが多く、受診行動につながりにくい面もあります。そのため、まずは難聴の早期発見の必要性やセルフチェック方法について周知を図り、早期に受診行動につなげていきたいと考えております。

○議長（衣川喜憲君） 澤井教育長。

○教育長（澤井俊一君） 続いて、池田議員のご質問にお答えをいたします。

教科用図書の採択については、ご存じのように、文部科学省の検定を通った教科用図書の中から市町村教育委員会が採択をすることとなっております。

議員が懸念されておられます、教科用図書の採択過程において外部からの特定の意図を持ったアプローチや影響を受ける可能性はないのかとのご質問でございますが、議員のおっしゃるとおり、私ども教育委員会におきましても、そのことには最も細心の注意を払っているところでございます。

本町は奈良県教科用図書第11採択地区として、磯城、高市の5町村が共同で採択協議会を設け、同一の教科用図書を選定することになってございます。

まず、協議会において教科用図書の選定基準を設け、その基準に基づいて実際に調査研究を行っていただく調査研究員を指名いたします。この調査研究員は教員で構成されますが、外部からの接触を防ぐため、徹底して非公表といたします。

この調査研究の結果を基に、協議会では教科用図書の選定を行います。ただし、協議会における教科用図書選定に関しましては、広く開かれたものにしていくことも重要でございます。ですから、各町村教育長以外に保護者代表の方にも加わっていただいております。

このように教員の意見が適切に反映され、かつ公明性が確保された中で、奈良県教科用図書第11採択地区の教科用図書は、厳正に選定される運びとなっております。

最終的には、協議会で選定された教科用図書を基に、採択権者である各町教育委員会が、選定条件や選定理由を精査した上で、種目ごとに厳正に採択を行う運びになってございます。

本年度実施の小学校教科用図書採択の過程で、外部からの不当な圧力や接触はなかったものと確信しておりますが、今後とも公平性、透明性に疑念を生じさせることのないよう、適正な採択事務に努めてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（衣川喜憲君） 再質問ありますか。

池田議員。

○10番（池田年夫君） 複合施設の問題でありますけれども、12月3日の業者と三宅町とのその打合せの時に出了れた設計図なんですけれども、この設計図で2階に設置するというふうになっているんですけれども、そのときの打合せのときに2階に設置するとした理由はどのようなことなんでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 設計事務所からの提案を基に配置が決定しております。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） その設計図に2階に、ただ業者が2階に設置するというだけでしたことはないと思うんです。何かの理由があって2階に設置するというふうにされたと思うんですが、その理由については分かりませんか。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 現状において把握しておりませんので、後日調べて報告をさせていただきたいと思います。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） やっぱり業者自身も2階に設置するとした理由は確かにあると思うんですよ。やっぱりその災害とかそういう場合に、実際に河川などが決壊して浸水した場合に、その1階よりも2階に設置したほうが良いということを含めて2階に設置するという設計図をつくったんじゃないかということだと思うんですよ。

そこを理解しないで、すぐに1階に、その費用がかからなくなるから1階に設置するということでは、その納得がいかないのではないのでしょうか。やっぱり何らかの理由があって、その1階に移すということがあればいいわけでありますけれども、ただ単に、その2階に設置するということを、その設計図で描きながら、それをその1階に移動することについては、町としての、その何らかの理由があるというふうにいるんですけども、その理由を聞かせてください。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） まず、当初2階にあったというところでは、先ほど答弁にも申したとおり、受水槽が1階にございました。こちらが直結給水することによって、そのスペースが空いたことにより1階に変更ということで、当初は1階にそのスペースがなかったことにより2階に設置するという提案を頂いているところです。

また、2階にありますと、大変重たいものですので、耐震の関係性も出てきます。先ほど申したとおり、安全上確認しながら1階に変更することにより、メンテナンスの簡易化や構造の簡略化等々が図れるというメリットで変更をかけさせていただいたところでございます。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） さきに開かれた総務建設委員会のときに、委員長のほうに業者と町との打合せについての資料請求がされて、それが出されたんですけども、それを見ますと、12月の16日の打合せでは、総務課では自家発電装置の問題については検討中というふうにな

っているんですけれども、いつごろ、その変更されたのでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 今、総務課という話が出ましたので、私のほうからご回答いたしますけれども、今の記録が、私、推測するところは、複合施設以外の自家発電装置について総務課で検討するというご回答をいたしておるものというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 総務課のほうで検討中というふうになっているわけでありましてけれども、これは、その12月の初めにその設計図を見せられて、その後、12月16日では、その1階に移すのかどうなのか、その検討中という意味なのかということだと思っておりますけれども、その点ではどうなのでしょう。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） ただいま申しましたように、その検討中というのは庁舎等の施設についての検討ということでございまして、複合施設については建設計画の中で自家用発電を持っていただくということですので、その件とは別でございします。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） もう一つ分からないんですけれども、実際にその2階に設計図では自家発電装置を設置するということがあって、何らかの理由で、その1階に下ろすということでもありますけれども、もしその飛鳥川などが決壊した場合に、実際にその三宅町のこの役場の中で、先ほどは、その浸水しないというような答弁だったと思うんですけれども、実際に、その堤防との格差と言うんですか、この役場と地面との格差、堤防との格差はどのぐらいあるのでしょうか、そしたら。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） ただいまのご質問なんですけれども、河川高というのは場所によって一定ではございません。今、例えば例で示させていただきますと、役場前の道路と県民のグラウンドのある飛鳥川のところでしたら40センチと段差でございします。ただし、橋の取り合いのところは、桁下が堤防の上となりますので、その場所はプラス1メートルなり2メートルなりの段差があるということは把握しております。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） この前の、その一昨年ですか、あのときには、その役場の庁舎内については、その浸水はしなかったわけでありすけれども、今の気候変動で、その集中豪雨というのがあった場合、その川が決壊するということは当然、その予想できるわけでありすけれども、そういう理由で、最初はその設計図でその2階に設置するというのが、そのうたわれたんではないかというふうに思うんです。

多分、その後、かさ上げして1階に下ろすというふうに答弁でもあったわけでありすけれども、もっと自家発電機については、その災害にあったときに福祉避難所ということにもなるわけでありすし、その発電機でただ庁舎内だけの発電を十分にできるようなものにしていくことが大事ななというふうに思うんです。

それと、設計変更についてでありますけれども、3階部分について10月の21日の打合せで北側の日照規制に抵触するため変更というふうにあるわけでありすけれども、この変更については、議員の質問がなければ全然こういうことについては説明がなかったわけでありすけれども、これについてもその業者との打合せの中で文書を見たらこういう設計変更が行われていたということが明らかになっているんですけれども、なぜ、その議員に対してこういう重要な変更について説明がされなかったんでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） どなたか。

江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） ただいまその資料をちょっと持ち合わせておりませんので、委員会等のときにまたご回答させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 資料がないということなんですけれども、実際に設計図を渡されて、3階部分がその設計変更になったということであれば、それについてこういうことで設計変更になったということを議員にも、その説明するべきではないかというふうに思うんです。資料がないということでありすけれども、10月の21日の打合せでこういう設計変更が行われているわけですから、その後開かれた総務建設委員会なんかでも、その説明ができるんじゃないかというふうに思うんですけれども、そういう説明が、議員から質問がなければ、その説明をしないということではなしに、重要な問題だと思いますので、こういう問題についても説明する必要があるんじゃないかと思うんですけれども、もう一回答弁をお願いします。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 申し訳ございません。多分その北側斜線の話はご説明

申し上げたと、私は記憶しておるんですけれども。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 部長答弁がありましたけれども、資料を提供したときに変更理由についてご説明をさせていただいたというふうに認識をしているところでございます。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 今後もその複合施設については、設計変更だとか、また重大な変更がある場合には、議員のほうに十分説明をすべきだというふうに思いますので、そのようにしていただきたいと思います。

最後に、高齢者の難聴の補助の問題でありますけれども、現在、長野県の本曾町では、65歳以上の必要な方に、所得制限なしで補聴器購入に3万円の補助を行っているという自治体もあるわけありますので、国の動向も必要かと思えますけれども、町独自として難聴の方に対してそういう補助制度を策定していくということが必要じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 植村局長。

○健康子ども局長心得（植村恵美君） このことにつきましては、事業内容等、今後検討する必要がございますので、まずは高齢者の、三宅町内にお住いの高齢者の方の耳の聞こえぬ実態について把握する必要があると考えております。

そうしたことを把握した上で、今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 実際に、その難聴の方という方も実際におられますし、いろいろ住民の方と話しする場合に、片方の耳のほうで、その聞こえやすいからそっちのほうでしゃべってくれという方なんかも実際におられるわけなんですよ。そういう状態でありますし、さっきの答弁の中でもそういう65歳から74歳までは、その3人に1人、70歳以上では半数が難聴で悩んでおられるという、その答弁もあったわけですから、まず、こういう条例をつくるかということがまず先決ではないかと、そのことを併せて、その実態の調査もするということもできるんじゃないかと思うんですけれども、まず、そういう点で、今後やっぱりその検討に入っていくということが望まれるのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 植村局長。

○健康子ども局長心得（植村恵美君） 今後、そうですね、まずは事業費等の想定もしないといけませんので、そのための実態把握をと思っておりましたけれども、他の市町村のほうで実施されているところもございますので、そういったところの実態ですとかを検証しながら三宅町のほうでも進めていきたいとは思っておりますので、条例等についてはその後検討していきたいと、その後と言うか、その把握とともに事業内容等を精査させていただいた上で検討していきたいと思っております。

○10番（池田年夫君） 終わります。

○議長（衣川喜憲君） 池田年夫君の一般質問を終わります。

◇ 松 本 健 君

○議長（衣川喜憲君） 次に、4番議員、松本 健君の一般質問を許します。

4番議員、松本 健君。

○4番（松本 健君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

令和2年度の予算編成に際して、改めて町政への基本的な考え方について質問させていただきます。

具体的には、さきの京都市長選に立候補された福山さんという方の施策を三宅町でも実行できないかという質問になります。

令和2年2月、京都市長選に弁護士の福山さんという方が立候補されました。その方は、政治は懸命に生きている99%の市民のためにあるべきや。京都から貧困をなくし、全ての人が将来に夢をつなぐことができるようにするため、あらゆる手だてを尽くして、暮らしの底上げで誰もがもっと豊かに暮らせる安心感を生み出します。などと語り、政策としましては、1番に、まず、暮らしの応援緊急対策を行う。その次に、市民の懐を温めて経済を活性化させる。そして、税収アップ、増えた財源で次の施策を行い、好循環をもたらす。といったもののようでした。

なお、緊急対策として挙げられているものは、すぐやるパッケージと称して、必要となる予算額を明記されていました。

この緊急対策のうち主なもの、三宅町にも持ってくることができそうなものとして以下のようなものがあります。

子育て関係で、子供の医療費、中学校卒業まで無料。これは京都市の場合15.5億円かかるそうです。次に、国保料の子供の均等割を18歳まで免除する。京都市で言うと9億円。次に

若者対策、給付制奨学金を創設する。京都市で1.5億円。奨学金返済補助制度創設、利息分を支援します。7,400万円。次に高齢者対策。マル老負担軽減、65から74歳の窓口2割を1割にする。これは12億円。などです。これらの合計で、京都市では40億円になります。

京都市の場合、中学校給食実施に年間28億円などを加えて70億円のパッケージとなっており、京都市の一般予算8,000億円のほぼ1%の使い方を変えるだけで、これらは実現できるものだとおっしゃっていました。

結果として、選挙では、この方は選ばれることはなく、この先、これらの施策はどのようなのかは分かりません。落選後も現市長に対して政策提案されとのことですので、幾らかは実施されていくのかもしれませんが。

今回、私が着目したのは、最終的には税収を上げることが必要だと思います。でも、今は緊急に住民一人一人の生活を応援することが大切、まず、緊急対策としてこれら行っていきます。といったところです。全体の流れとしても大変理にかなった政策であると感じました。

福山氏の政策には、これ以外に、保育士の増員、高過ぎる国民健康保険料の負担軽減、住民全体の貧困の実態を詳細に把握すること、有料ごみ袋の値下げ、消費税引下げ、賃上げ、所得補償、種子条例、原発ゼロ、再生可能エネルギー、ゼロエネルギー住宅、全ての住民を受け入れることのできる避難所の確保など、基礎自治体の行政の姿勢として大変参考になりました。一度ご覧になられるといいと思います。

さて、ちょっと乱暴な話かもしれませんが、ざっくりと京都市の一般会計は8,000億円で、人口は147万人です。三宅の約200倍といったところでしょうか。そこで考えてみました。京都市で40億円でできる事業を三宅町がやるとなると、規模を200分の1にして2,000万円。三宅町ではここ数年にわたり、33億とか36億とかの一般会計の中、毎年1億から2億円の繰越基金積立てを経費削減等により行ってきました。京都市と同様、やり方次第で1%程度のお金は何とかできるものというのは事実のようです。

3年前、森田町長が就任後1回目の予算編成を行われた2017年の3月に、私は一般質問で町長に町づくりのビジョンを問いました。その中で、三宅町において、住民一人一人の幸せがあって三宅町の幸せがあるのか、三宅町が栄えることで住民一人一人が幸せになるのか、どちらでしょうかといった質問をさせていただきました。それに対して町長は、住民一人一人の幸せがあって三宅町の幸せがあるという意味の回答をされたと記憶しております。

ただ、その後、予算編成方針でお話を伺う限り、住民さんの幸せというのは、ただ一つのものではない、住民さんそれぞれに様々にある。それらのいろんな幸せを応援していくため

には、まずは町財政、税収を上げることが大切である。限られた予算の範囲内で住民の幸せの応援をしていく。というお考えを頂きました。平たく言うと、いろいろやりたいけど、お金がないねんということが伝わってきました。

その流れの中、できるだけお金をかけずに、シティプロモーションで三宅町を内外に売り込み、三宅を元気にしたいといったことで行政運営をされてきたと認識しています。裏返すと、お金のかかることにはかなり慎重。

さきの道路補修の質問についてもそうです。補修必要箇所15キロに対して、国の補助が出る範囲内でしかやらない。結局、年1キロ程度、予算額5,000万円程度のペース、時には安全運転も結構ですが、今はそういった場合なのでしょうか。

前置きが大変長くなりました。町長に伺います。

時代背景として、ここ20年余り、大半の住民の所得は伸びることなく、また雇用形態も大きく変わってきており、貧富の差が拡大し、非常に暮らしにくい世の中になってきたと言われますが、どのようにお考えになりますか。

2、基礎自治体の行政の長として、これらの問題にどのように取り組んでいかれようと考えられますか。

3、住民の幸せのための行政を行うに当たり、税収アップはまず住民の懐を温めてからという考えについて、どのように思われますか。

4、仮に、以下の施策を三宅町で行うとしたら、幾らの予算措置が必要となりますか。

- 1、子供の医療費、中学校卒業まで無料。
- 2、保育無償化の対象外の副食費を町が負担する。
- 3、国保料の子供の均等割を18歳まで免除する。
- 4、給付制の奨学金を創設する。
- 5、奨学金返済補助制度を創設する。これは奨学金の利息分の支援ということです。
- 6、マル老負担軽減、65歳から74歳の窓口2割を1割にする。

加えて、A、小学校体育館のエアコン設置、B、全ての住民を受け入れることができる避難所の確保についても項目を分けて回答願います。

なお、再質問は自席で行わせていただきます。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員のご質問に回答いたします。

議員のご質問の京都市長選挙に立候補された福山さんの施策を三宅町でも実行できないかについて、総括的に所感を述べさせていただきますと、基礎自治体の概念では、同じ自治体ですが、政令市で人口147万人、予算規模8,000億の京都市と本町では、取り組むべき施策は規模こそ違うものの、同じであったり、重点に置いて進めるべきことが異なることは当然のことと考えます。

提案説明の中でも触れさせていただきましたが、奈良県の一般会計予算は5,653億円、人口は132万人です。京都市長候補として福山さんの掲げられた施策は、基本的な考え方として今後の参考にさせていただきますが、今議会においてご審議を賜ります令和2年度予算が総合計画に基づき私の施策を反映させたものでございます。

続いて、個別のご質問に回答いたします。

1点目の、貧富の差が拡大し非常に暮らしにくい世の中になってきたと言われますが、どのようにお考えかとのご質問、及び2点目のこれらの問題にどのように取り組むのか、並びに3点目の税收アップはまず住民の懐を温めてからとのご質問については、戦後の終身雇用が崩壊すると言われ、非正規雇用者の増加や長期化など雇用形態が大きく個人の所得に影響するものであることは議員のご指摘のとおりでございます。

ご承知のとおり、地方公務員においても会計年度任用制度が令和2年度から導入され、本町においても新たな任用形態を開始するところでもあります。しかしながら、働き方や価値観が多様化する中、個々の幸せの感じ方も変革し、I o Tの広がり、A I等先端技術の進展により新たな価値観が生まれていく時代とも感じております。

基礎自治体としては、個人所得の増加による住民税収入の増加は、財政面において直接的に影響するものです。一方、固定資産税は基礎自治体固有の課税容体であります。税收を得る方法は、個人所得の増加は大きな要因ではありますが、個人の可処分所得の増加による実質の購買力を上げる施策もあると思います。

続いて、4点目のご質問に回答いたします。

金額については、それぞれ一定の想定条件の下、年間の負担額を見込んだものであり、電算等の事務経費は含んでおりません。ご質問にある予算措置額としてお示しできるものでないことをご了承頂きたいと思います。

まず、1つ目、子供の医療費中学校卒業まで無料について、負担金必要額は約259万円となります。

2つ目、保育無償化の対象外の副食費を町が負担については、約380万円となります。

3 点目、国保税子供の均等割を18歳まで免除については、約419万円。

4 丁目、給付制奨学金の創設に係る予算措置想定額については、高校生向け給付型奨学金制度を想定しますと、約204万円です。大学生向け給付型奨学金制度を想定しますと、約270万円となります。

5 丁目の奨学金返済補助制度創設に関わる予算措置予想額については、大学生奨学金返済利息補助制度を想定しますと、約617万円となります。

6 丁目のマル老負担軽減については約1,900万円となります。

次に、小学校体育館エアコン設置に係る想定額について、本町小学校体育館とほぼ同規模の体育館を設置している自治体の情報より試算したところ、約4,700万円となります。ただし、このほかに特殊的な要因が本町の体育館にある場合、例えば、壁に断熱効果が見込めない等の構造的な問題や、キャットウォーク等に室内機が設置できない等の何らかの原因がある場合は、上記経費以外に別途経費が発生することもあり得ます。

次に、全ての住民を受け入れることができる避難所の確保については、現在指定している避難場所となる公共施設の屋内総面積から全住民の想定はできないものと考えておりますが、災害の規模と被害の状況により避難率は変わるもので、一時的な避難行動のためなのか、家屋倒壊被害により長期避難生活を想定するのかにもよるものです。屋外避難場所での自動車内で避難生活、被害のなかった、または少なかった家屋への避難者も想定され则认为ます。

被害の大きさ、避難者の数によっては、指定されていない公共施設や公民館分館、自治会館への受入れも想定しなければならないこともあり得ますが、避難所確保のため公共施設を建設することは現実論でなく、金額等をお示しできるものではありません。

民間施設を避難所に指定する方法も考えられますが、いずれも避難所運営者の配置を前提とするものと考えております。

○議長（衣川喜憲君） 再質問ありましたら。

松本議員。

○4 番（松本 健君） ご回答ありがとうございます。

順番に再質問させていただきます。

一番最初に京都市の話を挙げさせていただきましたが、これらの施策は基本的な考え方として今後の参考にさせていただきますという発言がございました。これは具体的にどのような反映させていこうとされている、どのような手順を追って反映させていこうとされているのか再度回答をお願いします。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 反映とは申してません。様々、いろいろな議員の皆様から日々いろいろなご意見やアイデア等も頂いているところ、さらにそのあたりを検討しながら、どうしていくかというところを考えていきたいというふうに考えております。

○議長（衣川喜憲君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 基本的な考え方として今後の参考にさせていただきますと。参考にされる際に、例えば、これはこの京都市長選に立候補された福山さんの施策というものに関しては、町長は内容をお読みになられましたでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 読ませていただいたところもあります。また、報道等でも見たところもございます。

○議長（衣川喜憲君） 松本議員。

○4番（松本 健君） すみません。

では、そういうのをお読みいただいて参考にしていいただければと思います。

続きまして、その後、個別の質問について回答していただいておりますが、その回答に際して、ここ20年の間で世の中の状況が変わってきて貧富の差が広がってきたということに対してどういうふうにお考えかというものの中で、回答の中でちょっと気になるところがあったんですけれども、しかしながら、働き方や価値観が多様化する中、個々の幸せの感じ方も変革しというようなご説明がございました。

ある時期、多分20年ぐらい前に、小泉改革とかそういうのが始まる前あたり、終身雇用じゃなくてとか、そのお金ばかりがつつがつ貯めているんじゃなくて、自分の生き方を見直しましょうというような流れがあったと思います。それは、どちらかと言うと20年ぐらい前の話で、今この世の中で、私の考えですけれども、起きてきているのは、その20年ぐらい前にそういうふうにはゆとりとか何かこう生きていこうというのが、20年ぐらいたって見たところで、何か見直さないといけないんじゃないかという流れになってきてるんじゃないかなということ私は言いたかったんですけれども、今がどれだけ、その緊迫した状況にあるか、そういう20年間成長しない、締めつけられた世の中で町がどれだけ疲弊しているかということに対して、何かプラスのコメントがございましたらお願いします。

○議長（衣川喜憲君） 趣旨分かりましたか。

じゃ、もう一度。

○4番（松本 健君） 飛ばさせていただいてよろしいですかね。

20年前と状況は変わってきているんじゃないかなというのも含めて、その京都市長選で福山さんがおっしゃっていたようなことというのも改めて参考にさせていただければと私は思います。

次へ行かせていただきます。

で、基礎自治体として京都と三宅は大きさが違うし、全然話が違うけれども、参考にできるものは参考にできるだろうというような回答を頂いたと思います。その中で、税金を得る方法は、個人所得の増加は大きな要因ではありますが、個人の可処分所得の増加による実質の購買力を上げる施策もあるとは思いますがというふうに回答を頂きました。これ全くそのとおりだと思います。実際、収入が増えるんじゃないけれども、その可処分所得のほうを、どうしても払わなくちゃいけないお金というのを幾らか町の施策によって少なくしていくことで住民さんは潤うことができるんじゃないかなと。

で、住民さんを豊かにするというのが、もともと町の税金を上げるために豊かにするというわけじゃなくて、豊かにするというのはもうそのまま今苦しんでいるのを頑張ってみんなで助けるというか、救っていかうという話なので、個人の可処分所得の増加を目指すことというのは、全くもって私の言いたいことと同じです。といたしまして、それだったら、それに対して今どういうふうな施策が得られているのか、この令和2年度に予算を上げられたものの中に、具体的に個人の可処分所得の増加につながるような施策というのはどういうものがあるのかというのを改めてご紹介いただけないでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 1つではない様々なところもありますけれども、代表的なところと言いますと、タクシー券の補助であったり、高齢者のあざさ苑、お風呂の補助であったり、先ほども辰巳議員の回答の中でもさせていただいたかなというふうに思っているんですけども、出産祝い金の応援事業であったり、また健診の費用の補助であったりというところで、様々な施策を今講じているところでございます。

○議長（衣川喜憲君） 松本議員。

○4番（松本 健君） そのとおりだと思います。先ほど紹介していただいた出産祝い金なんかももちろんそれに当たるだろうし、タクシー券とかにも当たると思います。で、令和2年度の予算のときに、それに対してどれぐらい重点度が変わっていったかというのが問題になると思いますけれども、それは予算の審査の段階でいろいろやらせていただきたいと思います。

す。

で、今回、一般質問で挙げさせていただきましたその最初の項目、子供の医療費の中学校卒業まで無料であったり、その奨学金制度であったり、マル老の負担軽減であったりといったものに関しても、直接の収入を上げるというわけじゃなくて、全く同じ考えで、その個人の可処分所得が増加するというようなイメージで考えていただければいいと思いますので、そういうふうな方向の施策というのも今後検討していただければなと思います。

で、ちなみに今回、いろいろ細かい金額も挙げていただきましてありがとうございます。これ子供と若者向け、1番から5番、医療費無料であったり奨学金関係であったりというのを合わせると、数字はあまり独り歩きしちゃいけないのかもしれないけれども2,000万円ぐらいで、老人対策が2,000万円ぐらい、合計4,000万円ぐらいというようなオーダー、桁になるというふうな認識をいたしました。

で、先ほど別の質問の中で、複合施設の予算が7億だ9億だ、すみません、何か数字が間違っていたらあれですけれども、というような話がある中で、複合施設の予算の金額の移り変わりも、私ちょっと見させていただいてますけれども、あれはやっぱり最初のデザインであの今の大階段の形ができた時点で、あれはもう何か7億から8億、ざっくり言うと1億ぽんと金額が上がっているというような感じに私は見受けました。あれは仮に1億増えるというのは、実際の手出しとしては4分の1だから、4分の1でしたっけ、5分の1でしたっけ、まあ2,000万とか2,500万とか、そういう桁になると思いますが、それと同額の費用で子供の医療費無償化であったり奨学金の利子を返済できるというような施策が打てるような、金額的には同じような桁に当たるというふうに私は感じましたが、そのことについていかがお考えでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 単年度で見るとそのような形になるかなと思いますけれども、このような制度というのは恒久的に続けていく必要というのがあるかなと、一度始めるとやめられないというところもございます。トータルでかかる費用というところを長期的な視野も含めて考えていかないといけないかなというふうに思います。

あと、複合施設に関しましては、単年度で終了する予定の事業となっていますので、そういった単純な比較はできないものというふうに考えております。

○議長（衣川喜憲君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 分かりました。

複合施設の例に出して金額を比べるというのはちょっと違うんじゃないかということで、全くそのとおりだと思いますが、金額のオーダーとしてはそのレベルにあるという認識の下で今後の予算であったり運営であったりというのを進めていただきたいと思います。

それから、その後、ちょっと大きな話というか、毛色の違う小学校の体育館にエアコンを設置したらどうなりますかというのと、あと、全ての住民を受け入れることができる避難所を確保するということについてですが、ちょっと補足させていただきます。

昨年、防災計画というのが改版されました。で、その防災計画を改版するに当たって町でもいろいろ議論されたと思いますが、その議論の前提の中で、この郷土誌の場合は、本当にできるのかどうか分からないけれども、まずは全ての住民がどの避難所に入るのかというのをある意味設定した上で、それができるできないというのは次の段階だけれども、まずは全ての住民がどの避難所を使ったらどうなるというのを前提とした上で、避難計画を立てたり避難経路を確保したりというのを考えていこうというような考えで進められようとしたようです。

さきの三宅町の防災計画ではちょっと違っていたと思うんですけども、まず、現実的かどうかは別とするし、新たな建物を建ててくださいと言っているわけでも全くありません。本当に被害になったときに、どこの地区の住人はどこに避難するかというのを現実的な視点で考える必要があるんじゃないかなと思うんですけども、その点について再度回答をお願いします。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 避難所のご質問でございますけれども、現計画では、議員ご承知のとおり、各一時避難場所につきましては、各地区を割って、おおまかな地区ごとの一時避難場所ということでご指名させていただいているのと、広域避難所、福祉避難所につきましては全町という区分けをしております。個別にこの地区の中の、また、さらに細かい地区という想定はしておらないというところでございます。

○議長（衣川喜憲君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 一時避難所としては各地区にいろんなところを設けているというような話がございました。私もこの昨年の防災計画、いろいろ調べさせていただきましたけれども、結局は一時避難所であって最終避難所でない。なぜ最終避難所にならないんだろうというのを考えてみたときに、最終というか広域避難所ですかね、ちゃんとした避難所にしようとしたら避難所にすることによって何か起きたときに職員を配置しないといけない、何か起

きたときのためにそこに備蓄しないといけない。一時避難所だったらある意味何もしなくても運営できるんだけど、その最終の避難所に指定した時点ですごく手がかかっちゃって、実際そのほうが大変なんじゃないかなという危惧があるんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 今のご質問ですけれども、その避難所運営に手がかかる、かからないじゃなくて、計画上で緊急の避難所である一時避難所というのを設定するのと、広域避難所、福祉避難所については、そちらのほうから最終的に広域避難所のほうに移動をしていただく想定しておりますので、現計画においてはそういった設定ということでしております。

○議長（衣川喜憲君） 松本議員、もう最終ぐらいでお願いします。

○4番（松本 健君） 小学校の体育館が最終避難所になっていないのも、ある意味エアコンがないからかもしれないし、そうじゃないかもしれないですけれども、最終の避難所としてやっぱり必要なキャパをどうやって確保していくかというのは、防災計画も改版されたけれども、これから引き続きいろいろご検討いただきたいと思います。何かその防災計画を改版するときだけじゃなくて、継続的にいろいろ検討していただけるのかどうなのかという回答を最後に頂きたいと思います。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 広域避難所は体育館のみならず、小学校全体を広域の避難所としているところでございます。必要に応じて、教室にはエアコンの設置も完了しているところでもございますし、状況に応じた避難所の運営というところに努めていきたいと思っております。

また、経験上と言いますか、21号の台風のときにも様々、体育館に来ていただいたんですけども、なかなか災害時の受付であったりというところの混乱も生じたところで、いろいろな、スムーズに行くための部屋の使い方というところは、今後も考えていく必要というところはあるかなというふうに思いますので、また、そのあたりは、松本議員の回答にもさせていただきましたが避難所について自主防災会の皆さんや専門家それぞれと、また対話をしながら随時、必要であれば指定のほうもしていきたいと思っています。

○議長（衣川喜憲君） 以上で松本 健君の一般質問を終わります。

これで本日、定例会に通告されました一般質問は終わります。

◎散会の宣告

○議長（衣川喜憲君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

なお、7日より22日までは各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、3月23日月曜日、午前10時より再開いたしまして、ただいま各常任委員会並びに特別委員会に付託されました各議案について委員長の報告を求めることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時46分）

令和2年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

招集の日時 令和2年3月23日月曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鰭 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	衣 川 喜 憲
池 田 年 夫		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	松 浦 功 治
教 育 長	澤 井 俊 一	みやけイノベーション推進課長	宮 内 秀 樹
総 務 部 長	岡 橋 正 識	健康子ども局長心得	植 村 恵 美
住民福祉部長	岸 部 聖 司	教育委員会事務局長	森 本 典 秀
まちづくり推進部長	江 蔵 潔 明	会 計 管 理 者	吉 田 明 宏

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	中 谷 亮 一	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	川 人 哲 也	モニター室係	山 内 亮

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	久 保 憲 史	2 番 議 員	川 鰭 実希子
---------	---------	---------	---------

令和2年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

令和2年 3月23日 月曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1

特別委員長及び常任委員長報告

(1) 予算審査特別委員会委員長報告

(2) 総務建設委員会委員長報告

(3) 福祉文教委員会委員長報告

◎開議の宣告

○議長（衣川喜憲君） 定刻を若干過ぎました。ただいまより令和2年3月三宅町議会第1回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。よって、議会は成立しました。
本日の議会を開きます。

（午前10時03分）

◎議事日程の報告

○議長（衣川喜憲君） 本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎特別委員長及び常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（衣川喜憲君） 日程第1、特別委員長及び常任委員長報告についてを議題とします。

去る3月6日の本会議において、常任委員会並びに特別委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、3月9日と10日に開会されました予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、池田年夫君。

○予算審査特別委員会委員長（池田年夫君） 予算審査特別委員会委員長報告を行います。

去る3月4日の第1回定例会に提出されました議案のうち、予算審査特別委員会に付託を受け、令和2年度三宅町一般会計予算案をはじめ、各特別会計等予算案5件について報告いたします。

国における令和2年度一般会計予算の概算総額は102兆6,580億円と、前年度当初予算比で1兆2,009億円の増加となり、8年連続で過去最高を更新しております。

そして、地方財政において、一般財源総額について、令和元年度を7,000億円上回る63兆4,000億円を確保され、地方交付税は前年度よりも4,000億円増の16兆6,000億円となっており、交付税は増額となりましたが、今後も地方財政を取り巻く環境に変わりなく、政府の動向に注意し行政運営を行っていく必要があります。

このような中で、本町の財政状況を平成30年度予算において、経常収支比率は前年度より1.7%改善し88.6%となり、県平均98.4%、全国平均93.0%を下回っています。また、これまでの着実な基金積立てにより財政調整基金、公債減債基金については、令和2年1月末現

在で、合わせて17億円となっております。

また、公共施設等整備資金等の積立てを合わせると令和2年度1月末現在高は23億7,100万円となっています。

財政健全化法による実質公債費比率は前年比2.4%増の8.9%、将来負担率については23.0%減少し37.6%となり、普通交付税等の一般財源が年々減少傾向にある中、町財政については、現在は健全段階にあるものの、財政力指数は0.31と依然として弱い財政状況であり、自主財源の町税等においても大幅な増加は見込めないことから、まち・ひと・しごと創生総合戦略による諸施策を実現することにより財政基盤の安定を図っていかない限り、町財政はなお引き続き厳しい状況であると言えます。

本町の令和2年度の予算編成は、三宅町総合計画基本構想における施策の大綱に基づき、計画的な行財政運営を着実に推進することを基本方針として、町財政の健全化、安定化に向け、全ての事業において選択と集中の下、人件費、物件費等の経常経費の適正規模と継続的な縮減効果を見込んでおり、政策的経費においては、投資すべき予算が適正な全体予算規模となるよう、令和2年度が最終年度となる過疎対策事業債の有効な活用を盛り込んだ予算措置が行われています。

議案第1号 令和2年度三宅町一般会計予算は、総額42億3,000万円となり、前年度比としてプラス17.5%、6億3,000万円の増額となっています。

また、歳入について、主なものとしては、款1町税は6億17万4,000円で、個人町民税及び法人町民税が減収となっておりますが、その他の税収が微増となったことにより、前年度に比べ173万3,000円の増額となっています。

款2地方譲与税は、自動車重量譲与税他は2,325万4,000円で、265万4,000円の増額。

款3利子割交付金ほか、おのおのの各交付金で前年度より600万円増額の1億5,243万5,000円。地方交付税は16億5,900万円の収入が見込まれております。

款12分担金及び負担金では、幼児園保護者負担金、予防接種ほか各種検診負担金、式下中学校普通交付税負担金等で5,921万3,000円。

款13使用料及び手数料では、町道占用料、町営住宅使用料、住民基本台帳事務手数料、指定ごみ袋売払い手数料及び廃棄物処理手数料等を合わせて4,331万9,000円の収入が見込まれております。

款14国庫負担金では、負担金、補助金、委託金を合わせて3億4,215万7,000円が、款15県支出金では、負担金、補助金、委託金を合わせて1億9,544万4,000円が見込まれております。

款16財政収入では、財産貸付金収入及び基金利子を合わせて970万が見込まれ、款17寄附金では、ふるさと納税を含め2,500万1,000円が見込まれ、款18繰入金については、1億5,682万円が見込まれております。

款19繰越金は、昨年度同様の1,000万円。

款20諸収入では、各課における雑入、職員駐車場使用料等を合わせ2,028万3,000円。

款21町債では、臨時財政対策債、公共施設等適正管理維持事業費、過疎対策事業費及び緊急防災・減災事業債を合わせ、9億3,320万円が見込まれております。

次に、歳出について、款1議会費は、議会運営関係、議員及び職員人件費また県外研修等を合わせ6,440万3,000円が計上されています。

款2総務費では、電算システム保守運用経費に加え各種保安管理委託料、個別施設計画策定事業、地方版総合戦略策定事業、地方公共交通事業、移住定住促進事業、多世代が繋がるひとりひとりの居場所創出事業、地域コミュニティー事業、国勢調査費、複合施設整備事業などに関わる所要の経費を含め、14億6,934万3,000円が計上されています。

款3民生費は、心身障害者、高齢者、ひとり親医療費助成事業、乳幼児等の医療費助成事業、高齢者が住み慣れた自宅で日常生活を送れるように事業展開する高齢者福祉事業、高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定業務、障害者及び障害者の福祉の増進を図り、安心して暮らせることができる地域社会の実現に寄与する障害者自立支援事業、あざさ苑指定管理委託料、地域生活支援事業及び障害者支援事業、介護保険特別会計繰出金に関わる経費を、また児童福祉では、児童手当、児童虐待防止対策事業、認定こども園施設管理運営、放課後児童健全育成事業に係る経費などを合わせて、11億5,357万5,000円を計上されています。

款4衛生費では、各種がん検診等健康増進事業、予防接種等健康対策に関わる経費、乳幼児健診等の母子保健事業、妊産婦及び乳児に支援を行う産前産後サポート事業、国保中央病院負担金及びごみ・し尿処理経費、指定ごみ袋関係経費、上但馬火葬場廃止に伴う経過的助成金などを合わせて、2億4,739万5,000円が計上されております。

款6農林水産事業では、農業用施設等の改修工事費を土地改良事業団団体連合会への事業事務拠出金を支払う土地改良施設維持管理適正化事業、土地の境界位置と面積を測定する地籍調査事業、農業委員会業務全般の運営に係る農業委員会費、農産物推進に係る経費、新規就農支援事業、ため池ハザードマップ作業業務委託料などで、6,082万1,000円が計上されております。

款 7 商工費では、グローブ100年記念事業関係経費や、商工振興に関わる各種負担金及び補助金などで、907万円が計上されております。

款 8 土木費では、三宅 1 号線道路整備事業、道路等の維持管理経費、町営住宅管理経費、公園管理経費、空き家対策経費、企業立地促進のための経費などで、4 億1,516万3,000円が計上されております。

款 9 消防費では、災害に強いまちづくりの事業、防災、災害対策関係経費、消防団員活動経費、奈良県広域消防組合消防費負担金を合わせて、1 億7,783万3,000円が計上されております。

款10教育費は、教育委員会、学校等の管理運営経費、式下中学校管理運営経費に関わる式下中学校組合分担金、公民館等社会教育施設管理経費、社会教育活動経費、文化財保護費並びに保健体育活動費、人権教育費などを合わせて、2 億4,949万2,000円が計上されております。

款12公債費については、地方債の元金、利子償還金を合わせ、3 億5,744万4,000円が計上されております。

それでは、3 月 9 日と10日の 2 日間にわたり行いました予算審査経過並びに結果について報告いたします。

まず、先ほど説明いたしました議案第 1 号の審査経過について申し上げます。

みやけイノベーション推進部では、広報みやけ広告掲載料の企業数について、地方創生推進委員数について、個別施設計画策定支援事業の事業計画について、三宅ビジョン第 2 期総合戦略策定の進め方について、太子道の集い事業の今後について、恋人の聖地事業の廃止に伴う町独自の観光アピール及び各種団体に対する説明について、来年度計画予定の広域連携事業について、官民学の広域連携のメリットについて、協働する三宅ビジョン検討業務について、移住定住促進事業の P R、34歳以下の新婚転入者所帯に対する住宅賃貸費用及び引っ越し費用の補助、住宅賃貸借費用は町営住宅も対象になるのか及び補助対象範囲拡大による影響額について、タクシー券利用者の自己負担について、過疎債対策事業については過疎債がなくなった以降も継続するのかについてなどの質疑を行いました。

次に、総務部関係では、会計年度任用職員の予定人数、フルタイムからパートタイムに採用となったことによる待遇面について及び行政機能の低下について、職員駐車場使用料の収入金額について、産業医報酬について、財産管理費の予算減額について、職員駐車場経費、土地賃借料について、自転車駐輪場賃借上但馬前駐車場について、庁舎維持管理経費、光熱

水費について、職員採用方針及び経費について、防犯カメラの増設予定について、魅力あるまちづくりの交付金の現状について、人権研修会への職員参加の評価について、グローブ100周年記念事業啓発関係経費の使い道について、大和川水系総合水防演習について、災害時における防災備品の配布基準について、ドクターヘリのランデブーポイントの推進状況について、財政調整基金繰入金の内訳について、地方公会計制度について、ふるさと納税収入減額と協力企業負担金増額の整合性について、基幹系電子計算システムの業務費の予算減額について、町税の滞納繰越しについて、総務費全体の予算増額についてなどの質疑を行いました。

続いて、まちづくり推進部事業では、農業用水路の鋼製スライドゲートについて、路面性状調査等業務の調査数量について、都市計画審議会の開催予定について、三宅1号線道路整備事業の予算減額内容について、都市計画策定事業について、企業立地促進事業の予算減額について、企業誘致のPR及び手法について、地籍調査負担金について、道路構造維持管理について、農業委員会委員の高齢化について、農地集積支援事業人材派遣業務委託について、農業振興に係る調査研究予算について、屯倉のおいしい発進事業の予算減額について、農産物販売朝市の開催予定について、ため池施設に関わる維持管理経費について、道路維持補修工事の予定について、道路維持管理の外部委託について、街路灯設置工事の予算計上がされていないことについて、上但馬火葬場廃止に伴う経過的助成についての質疑を行いました。

続いて、住民福祉関係について、個人番号カード交付率が少ないことの要因及び職員の交付率について、各福祉医療助成事業の町単独分を過疎債に財源充当しているが、過疎債がなくなった場合の町単独独自について、ひとり親家庭医療費助成対象者の推移について、要介護高齢者紙おむつ利用の介護軽減による支給停止について、高齢者地域活動推進事業について、住民福祉部の過疎化に対する予算についてなどの質疑を行いました。

次に、健康子ども局関係の質疑として、保育所入所事務事業の国庫補助について、緊急風疹抗体事業の実績について、健康子ども課専門職1名について、デイサービスセンター管理運営実務実施に伴う基準納入金について、社会福祉町単独事業のボランティア目標登録数について、戦没者遺族の減少による今後の戦没者追悼式のあり方について、公共施設等整備基金積立金について、あざさ苑の風呂の修繕について、保育所及び学童保育の待機児童対策について、養育支援訪問事業や子育て短期支援事業の運営体制及び事例について、学童保育における新型コロナウイルス対策について、児童虐待における緊急対応について、乳児健診等に来られない家庭の対策について、三宅町教育パートナーシップ事業の子育てシェア人材発

掘・人材育成事業について、オンライン医療相談について及び自立に向けたガバメント・クラウド・ファンディング導入についてなどの質疑を行いました。

次に、幼児園関係の質疑として、人材派遣委託料について、保育士人材バンクの活用について、待機児童対策の人材確保について、幼児園バスの利用者数についてなどの質疑を行いました。

次に、教育委員会関係の質疑として、幼児保育の無償化について、小学校修繕料の内容について、文化ホール運営管理及び複合施設の関係について、青少年健全育成協議会における町内巡視について、マラソン大会スポンサー収入及び参加費の今後の徴収について、地域人権学習事業についてなどの質疑を行いました。

次に、複合移設関係の質疑として、設計意図伝達業務について、放課後児童クラブの公共施設等適正管理推進事業債及び国庫補助による放課後児童クラブ施設整備費助成金について、コーディネート事業者について、子育てシェア人材発掘・人材育成事業について、複合施設運営に関わる先進市視察費について、図書室の運営や漫画を蔵書する予定がないかについて、各大字の公民館分館の改修について、より一層の複合施設建設の住民への説明について、複合施設完成後の公民館分館のあり方について、ソーラーシステム設置の議論の有無について、複合施設整備基本計画における概算事業費からの大幅な増額についてなどの質疑を行いました。

また、全体として、基本構想、施策の大綱6項目から、コロナウイルス感染者が町内で発生した場合の対策について、コロナウイルス感染症対策について、小学校臨時休業の児童の居場所のための図書室の再開ができないかについて、予算編成、選択と集中の予算とあるが、見直し、廃止を行った事業について、官民学の広域連携の推進により先進的な事業再開についてなど質疑を行い、議案第1号 令和2年度三宅町一般会計予算について、本委員会は賛成多数で原案どおり承認いたしました。

次に、議案第2号 令和2年度三宅町国民健康保険特別会計予算案について、歳入歳出では7億2,100万円の予算計上となり、前年度と比較して約11.3%の減額となっており、70歳以上被保険者の1人当たりの療養給付費が多い理由について、人間ドック等の助成金を増額した理由についてなどの質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で採択いたしました。

議案第3号 令和2年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算案については、歳入歳出予算で1億3,272万円の予算計上で、対前年度と比較して約6.5%の増額となっており、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

議案第4号 令和2年度三宅町介護保険特別会計予算案については、歳入歳出予算で8億500万円の予算計上で、前年度と比較して約4.5%の増額となっており、訪問・通所介護ヘルパー高齢者人材不足の現状について、健康づくりサポーターを廃止したことについて、地域自立支援事業について、食の自立支援事業内容について、生活支援コーディネーター配置事業の地域包括支援センターの関わりについての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

議案第5号 令和2年度三宅町公共下水道事業特別会計予算案については、歳入歳出予算は3億1,800万円の予算計上となり、前年度と比較して10.9%の減額となっており、町債償還金に関わる元利利子について質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

議案第6号 令和2年度三宅町水道事業会計予算案については、収益的収入は1億8,079万5,000円で、支出は2億1,813万6,000円、また資本的収入で412万5,000円、支出では8,517万9,000円の予算計上が図られ、配水管等修繕費、また水道管の老朽化による今後の計画について、流動資産未収金の増額についての質疑を行い、本委員会では原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

以上が特別委員会に付託を受けました令和2年度予算6議案についての概要であり、予算執行に当たっては補助金の活用など、有効的な執行管理に努めていただくように要望し、慎重審議を行いましたことをご報告申し上げます。

委員長報告を終わります。

議員各位におかれましては、何とぞよろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（衣川喜憲君） ただいま予算審査特別委員会委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し質疑を許します。質疑ございませんか。

森内議員。

○6番（森内哲也君） 予算委員会の特別委員会、ちょっと重要なやり取りがあったとおっておりますので、委員長に確認させていただけたらと思います。

複合施設の予算の中での松本議員の質疑、やり取り、町長とのやり取りだったと思います。複合施設というのは、中央公民館がなくなった、その中央公民館機能も入るということで、複合施設が町の中央にできた、そういう時点でそれぞれの自治会の公民館は見捨てる、もう相手にしないというようなことですかね、というわけではないですよというふうなそうい

う質問、質疑だったかと思います。

それに対して町長は、実質的には自治会館かなという理解を示された上で、地域のコミュニティを応援していく、一緒に考えていく、それぞれの自治会のやりたい、地域のやりたいということを応援していく、そういう行政の姿勢は変わらないですよというような答えをされていたと思いますが、そういう認識、そういうやり取りがあったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○予算審査特別委員会委員長（池田年夫君） そういう質疑がされましたので、今後、やっぱりその行政も地域コミュニティを含めて十分検討されていかれるということだと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（衣川喜憲君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 他に質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

松本議員。

○４番（松本 健君） 議案第１号 令和２年度三宅町一般会計予算に対して、反対の立場から討論します。

私がこの予算案に対して反対する理由は次の３点です。

まず、１点目、予算編成の基本方針について。

町長は基本方針として選択と集中を掲げておられます。私はこの選択と集中という言葉の中には非常に危険なものが含まれていると危惧しています。やること、やめることを選択することは、当然行うべきであります。基礎自治体としては、住民の暮らし、住民の生活を支える、全ての住民の生活を支えるという観点で、特に昨今の厳しい経済状況に苦しむ人々への政策を選択基準として行っていくのであれば問題はありません。しかしながら、選択と集中の基準が財政健全化、効率的運営、ひいては少数の犠牲の下での多数の幸せ、弱者の犠牲の下での一部の幸せになっていては、それは問題です。

20年から15年ほど前、全国的な構造改革、そして夕張の破綻などがあり、また、三宅町も財政的な問題を抱え、集中改革プランと称して公共料金の値上げや各種団体への補助金カッ

ト、職員採用見送り、役員報酬カットなど、痛みを伴う改革が行われてきました。集中改革プランは、第2次集中プランなど引き継がれ、10年以上続くこととなりました。

さきの三宅町総合計画には、その言葉自体はなくなりましたが、今もなお予算編成の思想にその影を残しているように思われます。その思想とは、お金がないからに始まる選択と集中、これは必ず声の小さいものに犠牲を強いることになります。また、財政再建のため当初は当面の間とカットしたり値上げしたり改修を見送ってきたものを、それを十数年も続けることで常態化しているものも多いと思われます。

さて、今、三宅町は、ここ数年、決算において財政は健全ですを繰り返してきています。負債50億、基金10億の状態から負債30億、基金20億となりました。そろそろ過去の集中改革プランを網羅的に検証し、意識的に新たな集中と選択を図るべきではないでしょうか。

一旦、お金がないからの呪縛から離れ、住民の暮らしを支えるもの、住民の生活に潤いを持たすものを行う。補助金をもらっても結局は町外の巨大な資本に流れていくお金を抑える。こういった基本方針の下に予算案を編成されることを希望いたします。

以下2点は、予算の各論となります。

2番目は、複合施設整備関連。

私は整備費用が増額されていること自体には反対ではありません。真に必要なものには費用はかけるべきです。ただ、説明は尽くすべきとは考えます。それはさておき、反対理由として複合施設関連で問題と考えるのは、今後の維持費用をどのように抑えていくのかについての検討がどれだけ盛り込まれたのかが疑問ということです。

最近の住宅には、ゼロエネルギーハウスといったものが多く見受けられます。電気代、地域発電所を持っているものならまだしも、地域の経済を圧迫しているものの一つとしてエネルギーコストが挙げられます。上で挙げた新しい選択と集中の観点からも、エネルギーの需給にはもっと予算を振り分けるべきと考えます。予算を振り分けるまで行かないにしても調査研究する、検討する姿勢が見られないのは残念なことです。

3番目は、インフラの改修。

町道路については、5年前、改修すべき道路は15キロ、5年かけて5キロほど改修という状態です。そして、来年度また5年に1度の路面調査が入ってきます。なぜ過疎地指定されたこの時期に一気に修復してしまわないのか。また、水道についてもしかり、広域化に伴って主要な配管がそっちのお金で改修や再布設が可能ということですが、その及ばないところについても、広域化が進んでからではなく今見直すべきではないでしょうか。

来年度は個別施設計画も本格化してきます。インフラで主要なものは、道路、橋、上下水道などですが、これらについてもさきに述べた選択と集中の観点が取り入れられることを希望いたします。

以上、日本中の緊縮のプライマリーバランスゼロに固まった頭を開放するため、基礎自治体でできることを予算に反映されること。真の持続可能な町、子供に残したい町は、お金の面から選択と集中ではなく、住民の暮らしをいかに支えるかの選択と集中にあるとの考えによる運営が行われることを切に希望し、討論を終わります。

○議長（衣川喜憲君） 松本議員の討論を終わります。

賛成の討論の方、ございませんか。

（「反対いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） いや、まだ。賛成の方ございませんか。

池田議員は反対討論ですか。

1人だけ許します。どうぞ。

○10番（池田年夫君） それでは、一般会計並びに国民健康保険会計、介護保険会計などについての反対討論を行います。

政府の令和2年度の予算案は、昨年12月20日に概算が閣議決定され、その後、予算書がつくられて、今年1月20日に国会に提出されました。令和2年度予算案は、消費税増税で深刻な打撃を受けている国民の暮らしや営業には目もくれない、大企業と大軍拡を進める最悪の予算となっています。その後、新型コロナウイルスの猛威で、日本経済をはじめ株価の暴落、中国、アメリカ、欧州など、観光を含め大混乱になってきています。このような中で、この予算案となっています。

町長は開会の挨拶の中で、日本経済は、景気は輸出が含む中で、製造業を中心に弱さが一段と増した状態で続いているものの穏やかに回復されているとされ、個人消費の持ち出し、設備投資一部の弱さ、企業収益は高い水準にあるものの製造業を中心に引き続き慎重さを増す中、雇用情勢の改善が報告されており、先行きについては、当面弱さの残るものの雇用・所得改善が続き、各政策の効果もあって穏やかに回復されているが、新型コロナウイルス感染症が国内外経済に与える十分注視する必要があるとあり、通商問題をめぐる動向、中国経済の先行き、イギリスのEU離脱、中東地域をめぐる情勢等の海外経済の動向など、消費税引上げ後の消費マインドにも留意する必要があるとしています。と楽観的な見解を述べられていました。

昨年の10月から消費税税率引上げ、新型コロナウイルス感染被害による混乱で税収の低下が予想されます。三宅町令和2年度一般会計予算案は、昨年度より6億3,000万の増額の予算となっていますが、歳入では、環境性能割交付金が227万円、地方特別交付金が1,367万円の減額となっています。歳出では、商工費が1,560万円、土木費が2,573万円の減額となっています。過疎債は、平成31年度と比べて令和2年度は7億5,771万円の増額となっています。

本町の令和2年度予算案についても、消費税引上げ分の消費税交付金も平成31年度予算と比較すると、令和2年度の引上げ分、地方消費税交付金は7,216万1,000円で、昨年度より2,471万6,000円の増額となっていますが、昨年の9月に設置された全世代型社会保障検討会議が昨年12月にまとめた中間報告を見れば、今後、医療や介護保険制度、後期高齢者医療等の改悪で住民負担が増えることになっています。

この検討会議のメンバーは、議長は安倍首相で、関係閣僚、財界団体のメンバーなどから成っており、住民の意見が反映される組織とは程遠いもので、また、介護保険会計については、この制度ができて20年になります。この間に三宅町の介護保険料の算定基準額は、2006年度で2万9,900円が改定ごとに引き上げられ、平成30年度6万7,200円と2.25倍にもなっています。介護サービスも20年間で徐々に制限され、利用時の1割負担が所得によって2割、3割されようとしています。このようにサービスも使いにくくなり、自己負担も引き上げられてきています。高齢者や障害者が使いやすい制度に改善すべきです。

予算の中には以前から同和施策が依然として引き継がれている状態ですので、三宅町令和2年度一般会計予算案、健康保険予算、介護保険予算について反対といたします。

○議長（衣川喜憲君） これで討論は終わります。

続いて、3月11日午後1時30分より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、森内哲也君。

○総務建設委員会委員長（森内哲也君） お許しを得ましたので、報告させていただきます。

去る3月6日第1回定例会本会議において、総務建設委員会に付託を受けました諸議案について、3月11日に総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果について報告いたします。

まず、議案第7号 令和元年度三宅町一般会計の第5回補正予算案について、歳出のうち、イノベーション推進部では、款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費では、広報紙のページ数が当初の見込みより減少となったことによる委託料16万1,000円の減額、目3財産管理費では、個別施設計画策定支援業務の契約業者決定に伴う委託料22万円の減額、目4企

画費では、太子道の集いにおいて、屋外開催が文化ホールに変更になったことによる設営経費の減額、タクシー利用者の決算見込による運行業者委託料の減額、合わせて90万円の減額補正が行われています。

総務部関係では、職員の人件費において、当初予算確定後の人事異動に伴う人件費の過不足調整及び今年度末の退職予定者に係る退職手当特別負担金として2,914万8,000円の増額補正が行われています。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で、ふるさと納税応援寄附金収入の減少による寄附者への返礼品に係る協力事業負担金等で248万9,000円の減額、目2文書広報費で、町の例規システム委託料の執行経費確定に伴い52万8,000円の減額、目3財産管理費で、庁舎清掃・警備業務等に係る各種保安全管理委託料の執行経費確定に伴う委託料の減額、庁舎LED交換業務、庁舎及び高齢者作業所敷地管理業務に係るその他委託料の執行経費確定に伴う委託料の減額で、合わせて98万円の減額、目4企画費で、基幹系・情報系・住民情報系電子計算システム業務費において、経費の確定に伴い、合わせて1億6,391万9,000円の減額、目8財政調整基金費で、公共事業等に係る事業債返済費用に充てるための公債償還基金積立金の小学校空調設備整備事業分については増額、過疎対策事業分については減額、合わせて2,378万6,000円の減額、目9ふるさと納税基金費で、ふるさと納税応援基金収入と関連経費の減額との調整による基金積立金481万1,000円の減額補正が行われています。

款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費で、住民情報系システム公開業務が委託業者の変更に伴い執行する必要がなくなったため電算事務委託料及び備品購入費、合わせて252万3,000円の減額補正が行われています。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、人権を確かめ合う町民の集いに係る経費確定により20万円の減額補正が行われています。

款9消防費、項1消防費、目1消防総務費では、庁舎及び周辺施設への災害時非常用電源を供給するための自家発電設備導入計画に係る支援業務委託料の執行経費確定に伴う委託料の減額、また、耐震シェルター設置事業の補助申請件数確定による補助金の減額、合わせて115万4,000円の減額補正が行われています。

款14予備費、項1予備費、目1予備費で、一般会計歳入歳出予算の財源調整のため2,000万円の減額補正が行われています。

まちづくり推進部関係では、款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費で、山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金返還金の確定に伴い、公共施設等整備基金に積み立て

るもので38万1,000円の増額、目7複合施設整備費で、複合施設整備事業に係る委託業務の請負差金による1,000万円の減額補正が行われています。

款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費で、指定ごみ袋作製の請負差金による100万円の減額補正が行われています。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費で、認定新規就労者に対する補助金の不用額が生じる見込みのため248万円の減額。目4農地費で、各種協議会等負担金の確定により4,000円の増額補正が行われています。

款8土木費、項1土木総務費、目1土木総務費で、道路管理情報システム契約が年度途中になったことによる110万6,000円の減額補正が行われています。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費で、財源内容の変更がされております。

款8土木費、項3都市計画費、目1都市計画総務費で、既存木造住宅耐震診断・改修支援事業の申請者がいなかったことにより、全額の75万円の減額補正が行われています。

款9水防費、項1消防費、目2水防費で、洪水ハザードマップ補正業務委託料の請負差金による7万2,000円の減額補正が行われています。

款12公債費、項1公債費、目1元金で、財源内容の変更が行われています。

また、繰越明許費では、公債償還基金積立金150万4,000円、三宅1号線道路整備事業4,502万5,000円が計上されています。

続きまして、歳入におきましては、款10交通安全対策特別交付金、項1交通安全対策特別交付金では、交付金の確定により全額の1万円の減額補正が行われています。

款13国庫支出金、項2国庫補助金では、耐震シェルター設置事業に対する国庫補助金で、全額の25万円の減額、社会資本整備総合交付金事業の交付金確定により638万円の減額、既存木造住宅耐震改修支援事業の申請者がいなかったことにより41万1,000円の減額補正が行われています。

款14県支出金、項2県補助金では、耐震シェルター設置事業に対する県費補助金で、全額の12万5,000円の減額、小学校空調設備整備事業に係る奈良県公立小中学校空調設備設置緊急支援補助金の交付決定により150万4,000円の増額、認定新規就農者に対する補助金の決算見込みにより150万円の減額、既存木造住宅耐震診断・改修支援事業補助金の決算見込みにより18万7,000円の減額補正が行われています。

款16寄附金、項1寄附金では、ふるさと納税応援寄附金の収入が減少したことにより730万円の減額補正が行われています。

款17繰入金、項1基金繰入金では、歳出予算総額の減額による臨時財源の予算調整や、公債費償還金の確定、ふるさと納税基金活用事業の追加及び減額、複合施設整備の財源調整により、基金繰入金が合わせて9,181万8,000円の減額補正が行われています。

款19諸収入、項6雑入では、山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金返還金の確定に伴い38万1,000円の増額補正が行われています。

款20町債、項1町債では、過疎対策事業費において、過疎対策事業費の確定により、政策推進課、総務課、土木まちづくり課及び産業管理課と合わせて6,540万円の減額、一般単独事業債において、三宅1号線道路整備事業の確定により470万円の増額補正が行われております。

以上が一般会計第5回補正予算案であり、地域公共交通事業の不用額確定分について時間外勤務手当の状況及び過重労働について、過疎対策事業債の確定により起債対象事業債の調整減額補正について、既存木造住宅耐震診断・改修支援事業補助金の申請者がなかったことにより啓発活動についてなど質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第11号 令和元年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算については、歳出において、款1公共下水道事業費、項1公共下水道費、目1一般管理費では、マンホールポンプ保守点検・監視業務及び、地方公営企業会計移行業務委託料の決算見込額により107万4,000円の減額、同じく目2公共下水道整備費では、事業関係委託料・負担金の決算見込額により653万9,000円の減額補正が行われています。

款2公債費、項1公債費、目1元金では、財源内訳の変更がされております。

歳入については、公共下水道水道料の決算見込額により640万8,000円の減額、公共下水道事業補助金の決算見込額により300万円の減額、繰入金で一般会計繰入金459万5,000円の増額、町債では、公共下水道事業債、流域下水道事業債及び過疎対策事業債、合わせて280万円の減額が行われており、公共下水道使用料現年分の減額などについての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第12号 令和元年度三宅町水道事業会計第2回補正予算については、支出において、款21水道事業費、項1営業費、目30資産減耗費では、浄水場浄水施設撤去実施設計・管理棟改修詳細設計業務の業務完了見込みがないことにより、全額の3,719万4,000円の減額補正が行われております。

款41資本的支出、項1建設改良費、目30改良費では、伴野地区上水道管詳細設計業務及び

布設替え工事の発注見込みがないことにより、755万9,000円の減額補正が行われており、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第13号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、令和元年度に引き続き令和2年度においても、手当の額を除き、町長、副町長、教育長の給料額を減額するため、町長は給料基礎額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とし、副町長と教育長は給料基礎額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とすることを定めるための改正案であり、どのような理由で引き続き減額することとなったのかなどの質疑を行い、約15年前から始まった集中改革プランによる報酬カットの当時の目標である厳しい財政の解消を漫然と継続しているわけではなく、今年度の予算審議において削減の方向性を出した、そういう回答を得ております。

本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第14号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、人事院勧告により会計年度任用職員に適用する給料表の変更の改正案であり、この改正による処遇改善についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第15号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定案については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、成年後見制度の利用の促進に関する法律第4条及び第11号第2号の規定に基づく措置とし、条例の一部改正を行うもので、今回の改正は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務などから一律に排除する規定等を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備するものであり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第17号 三宅町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定案については、民法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を伴うとともに、入居者の資格の見直しを行うための改正案であり、公営住宅の入居に際して、保証人は本条例の入居者の資格要件からみても適さないなどの質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第20号 三宅町過疎地域自立促進計画の変更案については、平成29年9月に策

定した三宅町過疎地域自立促進計画において、新たに対象となる事業の追加から地方債対象の拡充を行う必要が生じたことによる計画の変更案であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、発議第1号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、令和元年度に引き続き令和2年度においても、手当の額を除き、議員の報酬額を減額するため、議員報酬基礎額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とすることを定めるための改正案であり、この発議への議員間討議では、次のような意見が出されました。

この発議内容と一体化されているように見える町の三役の報酬カットの始まった約15年前の集中改革プランの目的が現在に継続されているわけではないということが、さきの質疑により分かった。

今年の三役の報酬カットにおいては、今年度の財政の収支バランスをとるためであること。

議員の報酬カットについては、前例に倣って行うということではなく、議員報酬削減の始まった約15年前の議会とは違い、議会改革にも取り組むという決意を表明する意味においても、例年どおりの対応とするのはいかなものか。

議員報酬カットが継続しているのは、奈良県内においては、三宅町、吉野町、平群町の3町だけである。

世間では、消費増税、コロナウイルスによる混乱が続いている中で、今年度は議員も痛みを伴うべきではないか。

町民の議会不要論に対し、この発議への否認は説明できず、また、議会があつてよかったと思ってからしか報酬の復元はできないのではないか。

議員報酬をカットしたからといって、そのカット分が何に使われているのかは不明、今年度の予算はカットされた姿で組まれたという現実がある。

このような意見が出された議員間討議を経て、本委員会は賛成少数で不承認といたしました。

以上が総務建設委員会に付託を受けました補正予算案3件、条例案5件、計画の変更案1件の概要であり、慎重に審議を行い、原案のとおり8件を承認し、1件を不承認いたしましたことを報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（衣川喜憲君） ただいま総務建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対し質疑を許します。質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

松田議員。

○8番（松田晴光君） 総務建設委員会委員長の報告の発議第1号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定案が不承認になったことについて反対討論いたします。

先日、11日の委員会において同発議に対して反対を表明し、今もなお当初の考えに揺るぎはないところですが、今日23日に至るに当たり、見えない敵、新型コロナで大きく社会が変化しています。とりわけ住民生活において、昨年10月消費税引上げ、今回の新型コロナで日本の経済活動は、経済危機またはリーマンショック級のダメージを負って路頭に迷っており、住民生活に大きく影響を及ぼしてきています。政府の動きも、各自治体に対して一部税金及び公共料金や家計直接支援を1年間の猶予処置等、検討されています。こんな社会情勢の中、我々議員もいま一度自ら身を削るべきと考え、原案どおり賛成することにいたしました。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 賛成の討論の方、ございませんか。

松本議員。

○4番（松本 健君） 発議第1号 議員報酬に関する条例を不承認することに賛成の立場で討論いたします。

否決することに賛成の理由は、下げる理由が明確でないこと、下げることで得た予算が住民の暮らしを支える特定用途に使われるなら否決する必要はないと思います。

現在、財政は健全であり、毎年黒字を積み上げている状態にあること、集中改革プランは既に終了している状態であること、また、議会はこれまでの追認議会状態を脱するため議会改革を断行しようとしている最中であること、このタイミングで議会が議員自らの報酬カットの提案をすることは、議会改革は議会運営の効率化、すなわち従来の追認議会状態をいかに費用を切り詰めて行うかであると捉えることとなり、賛同するわけにはいきません。

議員の中には、それは議会改革の中で話し合っていけばよいという意見も聞かれます。でも、その中の本音は、できるだけ変えたくない、現状維持にあるのではないかと危惧しております。

また、昨今の世の中の動き、コロナウイルスや消費増税に対する対策といたしましては、

先ほど予算の反対討論で述べましたように、お金がないからどうこうするというような予算ではなく、それを離れて、住民の暮らしを支える用途にどう使うかというところのほうにむしろ大切だと思います。

この時勢に自分だけ給料を上げるのかといった非難があるのは十分承知です。誠に不細工な話であると思います。でも、少なくとも議員提案、自らの提案で議会の役割をおとしめること、予算として緊縮財政を支持することは、私にはどうしてもできないことであることを繰り返し、討論を終わります。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 他に。川鰭議員、反対ですね。

○2番（川鰭実希子君） 反対です。

○議長（衣川喜憲君） もう一人だけにします。

○2番（川鰭実希子君） 発議第1号不承認に反対する立場から意見を述べさせていただきます。

初めに、委員会での私の発言に気分を害された議員の方におわびいたします。どうも申し訳ありませんでした。

その上で、反対された方に改めて考え直していただきたく発言いたします。

議員報酬を10%減額しても削減できる経費は300万円程度のものです。しかし、会計年度任用職員制度の導入に伴い賃金を切り下げられる方々にはどう映るでしょうか。私たちの賃金を切り下げておきながら議員報酬は上げるのか、弱い立場の人にしわ寄せを押しつけることがあってよいのでしょうか。私が言いたいのは、この1点です。

三宅町のために共に働く仲間として、嘱託の皆さんに辛抱していただく代わりに、私たちも辛抱する、その連帯の思いを込めて、どうか賛同していただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（衣川喜憲君） 賛成の討論はありませんね。

これで討論を……。

（「別の議案に対して反対討論があります」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） はい。

○4番（松本 健君） 議案第17号 三宅町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論させていただきます。

これは委員会の中でいろいろ議論があったと思います。最終的に保証人をつけること、保

証人をなしにするとところまで持っていけないのかということに対して、お金を払ってもらわなかったときに、その取りはぐれという形の、払ってもらわなかった未払いになるリスクを含んでいるというのが主な理由だったと思います。

私が先ほどから申しておりますように、プライマリーバランスゼロというか、お金を緊縮する、お金ありきの、お金がないからやらないとかという観点からだったらそういう形になるかもしれないですけども、本当に必要なものをどうするかという立場からいくと、やはりその点は考えていただくべきだというふうに考えておりまして、これに対して反対いたします。

○議長（衣川喜憲君） 賛成の討論の方ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（衣川喜憲君） これで討論を終わります。

続いて、3月13日午後1時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、渡辺哲久君。

○福祉文教委員会委員長（渡辺哲久君） 去る3月6日第1回定例会本会議において、福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、13日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第7号 令和元年度三宅町一般会計第5回補正予算案について、歳出のうち、住民福祉部関係では、款3民生費、項1社会福祉総務費、目2老人福祉費では、高齢者福祉事業について、決算見込額により敬老事業、高齢者地域活動推進補助金、老人クラブ活動補助金及び要介護高齢者紙おむつ事業の減額、老人保護措置事業について利用者の要介護度変更による費用見直しによる増額、介護保険特別会計繰出金の増額であり、合わせて16万7,000円の減額。目7後期高齢者医療費では、保険基盤安定負担金及び事務費の特別会計への繰出金20万4,000円の増額補正が行われています。

健康子ども局関係では、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、地域活動支援センター利用登録者が1名増加したことによる増額、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援事業の利用者数が増加したことによる増額であり、合わせて170万円の増額補正が行われています。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、児童虐待防止対策事業について、子ども・子育て支援交付金の決算見込額による増額、みやけ子ども・子育て応援事業については、出産祝い品購入費の決算見込額により減額であり、合わせて59万9,000円の減額補正

が行われています。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、各種がん検診受診者数、また緊急風疹抗体検査受検者及び予防接種者数が当初見込者数を下回る見込みとなったことにより173万2,000円の減額補正が行われています。

幼稚園関係では、款3民生費、項2児童福祉費、目6幼稚園費では、パート職員等賃金及び人材派遣委託料の執行見込みにより187万5,000円の減額補正が行われています。

教育委員会事務局関係では、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費では、幼稚園就園奨励費補助金の申請者確定に伴い44万3,000円の減額。

項2小学校費、目1学校管理費では、特別支援教育支援員の勤務日数確定に伴う減額、小学校のICT化に向けた環境整備を行うための増額であり、合わせて5,562万9,000円の増額補正が行われています。

項2小学校費、目2教育振興費では、就学援助費及び特別支援奨励費の申請者確定に伴い78万円の減額。

項3中学校費、目1中学校費では、式下中学校組合会計補正予算に伴い587万4,000円の増額。

項5社会教育費、目1社会教育総務費では、生涯学習講座需用費、社会教育賃借料、成人式記念品代、青少年野外活動費及び子ども体験教室の決算見込額により、合わせて75万7,000円の減額。目3社会教育施設費では、文化ホールの舞台設備保守点検等委託料の入札差金により50万円の減額。目5文化財保護費では、財源内容の内訳の変更が行われています。

項6保健体育費、目2体育施設費では、三宅町体育館等指定管理委託料の契約金額確定により95万9,000円の減額補正が行われています。

また、繰越明許費では、小学校費において、ICT環境整備事業5,627万9,000円が計上されています。

続いて、歳入におきましては、款13国庫支出金、項1国庫負担金では、障害児給付費等及び介護保険軽減強化国庫負担金で、合わせて87万2,000円の増額。

項2国庫補助金では、緊急風疹抗体検査事業補助金、特別支援教育奨励費補助金、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金、公立学校情報機器整備費補助金、幼稚園就園奨励費補助金及び記念物・埋蔵文化財関係補助金で、合わせて1,897万9,000円の増額補正が行われています。

款14県支出金、項1県負担金では、後期高齢者基盤安定負担金、介護保険料軽減強化負担

金及び障害児給付費等負担金で、合わせて46万6,000円の増額。

項2 県補助金では、健康増進事業補助金及び記念物・埋蔵文化財関係補助金で、合わせて76万3,000円の減額補正が行われています。

款19諸収入、項6 雑入では、要介護高齢者紙おむつ支給事業利用者負担金、三宅町社会福祉協議会運営補助金返還金、保健福祉施設あざさ苑指定管理料返還金及び長寿社会づくりソフト事業交付金で、合わせて216万1,000円の増額補正が行われています。

款20町債、項1 町債では、過疎対策事業の事業費確定及び起債対策事業費の調整により、住民保険課、健康子ども課及び教育総務課と合わせて1890万円の減額。また小学校 I C T 環境整備事業に対する学校教育施設等整備事業債で1,200万円の増額補正が行われています。

以上、一般会計第5回補正予算案であり、後期高齢者基盤安定負担金について、小学校 I C T 環境整備事業委託料の内容について、成人式の記念品について、成人式を川西町との合同で開催できないかについて、式下中学校生徒数の増減についてなどの質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第8号 令和元年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算案については、歳入において、特定健康診査の受診者増により特別交付金の増額及び基金繰入金の増額による予算調整がされ、歳出においては、特定健康受診者増加による事業費の増額及び平成30年度の特定健診事業費の確定による返還金の増額により121万6,000円を増額し、歳入歳出の総額を8億2,217万9,000円と定めるものであり、特定健診受診者が増加している要因についてなどの質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第9号 令和元年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算案については、歳入において一般会計繰入金の増額による予算調整がされ、歳出においては、後期高齢者医療広域連合に対する納付金の確定による増額により20万4,000円を増額し、歳入歳出の総額を1億2,488万6,000円と定めるものであり、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第10号 令和元年度三宅町介護保険特別会計第4回補正予算案については、歳入において、国庫支出金の確定に伴う減額、介護準備基金繰入金の増額による予算調整がされ、歳出では、介護予防・生活支援サービス事業費、税制改正に伴うシステム改修費、予算調整による介護準備基金積立金及び予備費の減額により543万6,000円を減額し、歳入歳出の総額を7億7,946万4,000円と定めるものであり、訪問型・通所型サービス費が利用減となったことの要因についてなどの質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしま

した。

次に、議案第16号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定案については、国民健康保険税の令和6年度の県統一保険税水準に向けて、計画的、段階的に保険税の改正を行うこととして計画された保険料方針及び奈良県の納付金の算定値に即した税額とするための改正案であり、消費増税及びコロナウイルス等により住民の生活が苦しい中で保険料を引き上げるについてなどの質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第18号 三宅町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定案については、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、三宅町いじめ問題対策連絡協議会等を新たに設置するための制定案であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第19号 三宅町学校給食費条例の制定案については、学校給食法の規定に基づき、町が実施する学校給食に関わる学校給食費の取扱いに関し必要な事項を定めるための制定案であり、町長が特別の理由があると認めるときは給食費を減額または免除できることについてなどの質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が、福祉文教委員会に付託を受けました補正予算案4件、条例案3件の概要であり、慎重に審議を行い、原案のとおり承認しましたことをご報告申し上げて委員長報告を終わります。

○議長（衣川喜憲君） ただいま福祉文教委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対し質疑を許します。質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

池田議員。

○10番（池田年夫君） 福祉文教委員会が出された議案の中で、議案第16号の国民健康保険条例の一部を改正する条例案ですが、国保税の医療分支援分の均等割をそれぞれ1,000円ずつ引き上げるという条例改正であります。

昨年の10月から消費税を8%から10%に引き上げられ、新型コロナウイルスの感染被害で住民の生活はさらに逼迫したものになってきています。そして、奈良県の保険税統一に住民の生活を顧みずに追従するというものであり、賛成することはできませんので反対いたします。

○議長（衣川喜憲君） 賛成の討論の方ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（衣川喜憲君） これで討論を終わります。

以上、各委員会の報告及び質疑、討論を終わります。

お諮りします。

これより採決を行います。

議案第1号 令和2年度三宅町一般会計予算についてを採決いたします。

採決は起立で行います。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第2号 令和2年度三宅町国民健康保険特別会計予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第3号 令和2年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第4号 令和2年度三宅町介護保険特別会計予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第5号 令和2年度三宅町公共下水道事業特別会計予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第6号 令和2年度三宅町水道事業会計予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第7号 令和元年度三宅町一般会計第5回補正予算について採決します。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第8号 令和元年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第9号 令和元年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第10号 令和元年度三宅町介護保険特別会計第4回補正予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第11号 令和元年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第12号 令和元年度三宅町水道事業会計第2回補正予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第13号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第14号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第15号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第16号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（衣川喜憲君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第17号 三宅町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（衣川喜憲君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第18号 三宅町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第19号 三宅町学校給食費条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第20号 三宅町過疎地域自立促進計画の変更について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

発議第1号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は否決です。

したがって、原案について採決します。原案というのは、10%カットということです。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（衣川喜憲君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（衣川喜憲君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

◎町長挨拶

○議長（衣川喜憲君） 以上をもちまして本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たりまして、森田町長より挨拶を頂きます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和2年3月三宅町議会第1回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、去る3月4日以来、20日間にわたり、ご提案をいたしました31件の重要案件について慎重審議頂き、全議案のご可決、ご同意を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

さて、今議会は、新型コロナウイルス感染症対策をお願いしながらのご審議をお願いすることになりました。小中学校の休業、学童保育の臨時対応を含め教育や子育て、そして住民生活や経済活動にも大きな影響を及ぼしております。

本町といたしましても、3月末までの町行事の延期や中止を決定しており、当面の対応方針についてもお示しさせていただいたところではありますが、以降の対応についても適切に判断していく必要がございます。今後終息に向かうのか長期化してしまうのか、最新の情報に注視しながら対応方針を決定してまいることになります。議員皆様方におかれましては、最大のご理解とご協力をお願いするものでございます。

結びに、ご承認を賜りました複合施設建設事業をはじめとした新年度予算の執行に当たりましては、三宅町の未来のため、共に育ち育てるまちづくりを進めることが私の使命と決意し、議員皆様と共に精いっぱい取り組んでまいる所存でございます。より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

いよいよ春を迎え、心も体も活気あふれる時節となってまいりました。議員皆様におかれましては、健康に十分ご留意頂き、ますますのご活躍を祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（衣川喜憲君） ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（衣川喜憲君） これをもちまして、令和２年３月三宅町議会第１回定例会を閉会いたします。議員各位におかれしては、慎重審議頂き、議会運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

これをもって終了といたします。

（午前１１時４５分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員